

建設業許可申請の手引き

京都府

(令和4年8月)

目 次

1. 建設業とは	1
2. 建設業許可とは	1
3. 許可の区分	1
4. 建設業の種類	2
5. 許可の有効期間	7
6. 許可の要件	
(1) 適正な経営体制	8
(2) 適切な社会保険の加入	11
(3) 営業所の専任技術者	11
(4) 請負契約に関する誠実性	13
(5) 財産的基礎又は金銭的信用	14
(6) 欠格要件	15
7. 許可申請の手数料	16
8. 許可申請の手続き	17
9. 国土交通大臣許可の手続き	18
10. 許可申請に必要な書類	
(1) 建設業許可申請書類一覧	19
(2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確認	22
(3) 適切な社会保険への加入の確認	26
(4) 営業所の専任技術者の常勤性及び資格要件の確認	26
(5) 営業所の実態の確認	29
(6) 登記されていないことの証明書・身分証明書	29
(7) 財産的基礎・金銭的信用を有していることの確認	30
11. 許可を受けた後の変更事項の届出	31
12. 許可を受けた後の注意事項	36
13. 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）及び相続に係る認可の手続き	39
14. 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請に必要な書類	43
15. 相続の認可申請に必要な書類	49
16. 許可申請書・届出書類の作成と記入例	
(1) 【様式第1号】建設業許可申請書	54
(2) 【様式第1号、第22号の5、第22号の7、第22号の8】別紙1 役員等の一覧表	57

(3) 【様式第1号】別紙2(1)、〔第22号の5、第22号の7、第22号の8〕別紙2、〔第22号の10〕別紙1】 営業所一覧表(新規許可等)	58
(4) 【様式第1号】別紙2(2)】営業所一覧表(更新)	60
(5) 【様式第1号】別紙4、〔様式第22号の5、第22号の7、第22号の8〕別紙3、〔様式第22号の10〕・別紙2】 専任技術者一覧表	61
(6) 【様式第2号】工事経歴書	63
(7) 【様式第3号】直前3年の各事業年度における工事施工金額	66
(8) 【様式第4号】使用人数	67
(9) 【様式第6号】誓約書	68
(10) 【様式第7号】常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	69
(11) 【様式第7号別紙】常勤役員等の略歴書	71
(12) 【様式第7号の2】常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	72
(13) 【様式第7号の2別紙1】常勤役員等の略歴書	77
(14) 【様式第7号の2別紙2】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	78
(15) 【様式第7号の3】健康保険等の加入状況	79
(16) 【様式第8号】専任技術者証明書(新規・変更)	80
(17) 【様式第9号】実務経験証明書	84
(18) 【様式第10号】指導監督的実務経験証明書	85
(19) 【様式第11号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	86
(20) 【様式第12号】許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の 役員等)の住所、生年月日等に関する調書	87
(21) 【様式第13号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に 関する調書	88
(22) 【様式第14号】株主(出資者)調書	89
(23) 【様式第20号】営業の沿革	90
(24) 【様式第20号の2】所属建設業者団体	91
(25) 【様式第20号の3】主要取引金融機関名	92
(26) 【様式第22号の2】変更届出書(第一面)	93
(27) 【様式第22号の2】変更届出書(第二面)	94
(28) 【様式第22号の3】届出書	97
(29) 【様式第22号の4】廃業届	99
(30) 【別記第1号様式】変更届出書	101
(31) 【様式第22号の5】譲渡及び譲受け認可申請書	102
(32) 【様式第22号の7】合併認可申請書	106
(33) 【様式第22号の8】分割認可申請書	110

(34)【様式第 22 号の 6】誓約書	114
(35)【様式第 22 号の 10】相統認可申請書	115
(36)【様式第 22 号の 11】誓約書	118

17. 資料

(1-1) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表	120
(1-2) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック	123
(2-1) 営業所の実態を確認できる資料の提出について	126
(2-2) 写真台紙	127
(3) 常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 執行役員等・補佐経験証明書	130
(4) 常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	131
(5-1) 専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【一般建設業】	132
(5-2) 専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【特定建設業】	134
(6) 専任技術者の資格要件にかかる所定学科一覧表	136
(7) 市区町村コード	137
(8) 代理人による記名を可又は不可とする許可申請書類	138
(9) 申請書・届出提出先(問い合わせ先)	139

1. 建設業とは

建設業法（以下「法」という。）において、建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業を指します。（法第2条）

ここでいう「請負」とは、契約の名義を問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的とするものに限られます。したがって、雇用、委任、建売住宅の売買などとは異なる考え方です。

2. 建設業許可とは

建設業を営業しようとする者は、元請請負人はもちろん、下請負人であっても、法の規定により、業種ごとに国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、次に掲げる軽微な建設工事のみを請け負う場合は、必ずしも建設業の許可は必要ありません。（法第3条）

許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建築一式工事で右のいずれかに該当するもの	① 1件の請負代金が1,500万円未満の工事 ② 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延面積が150㎡未満の工事（主要部分が木造で、延面積の1/2以上の居住の用に供するもの）
建築一式工事以外の建設工事	工事の1件の請負代金が、500万円に満たない工事

※1 請負代金は消費税を含んだ額で判断します。

※2 同一の工事の契約を複数に分ける場合は、すべての契約の請負代金の合計額で判断します。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割した場合を除きます。

※3 注文者が材料を提供する場合は、その価格及び運送賃を契約の請負代金に加えて判断します。

3. 許可の区分

（1）都道府県知事許可と国土交通大臣許可

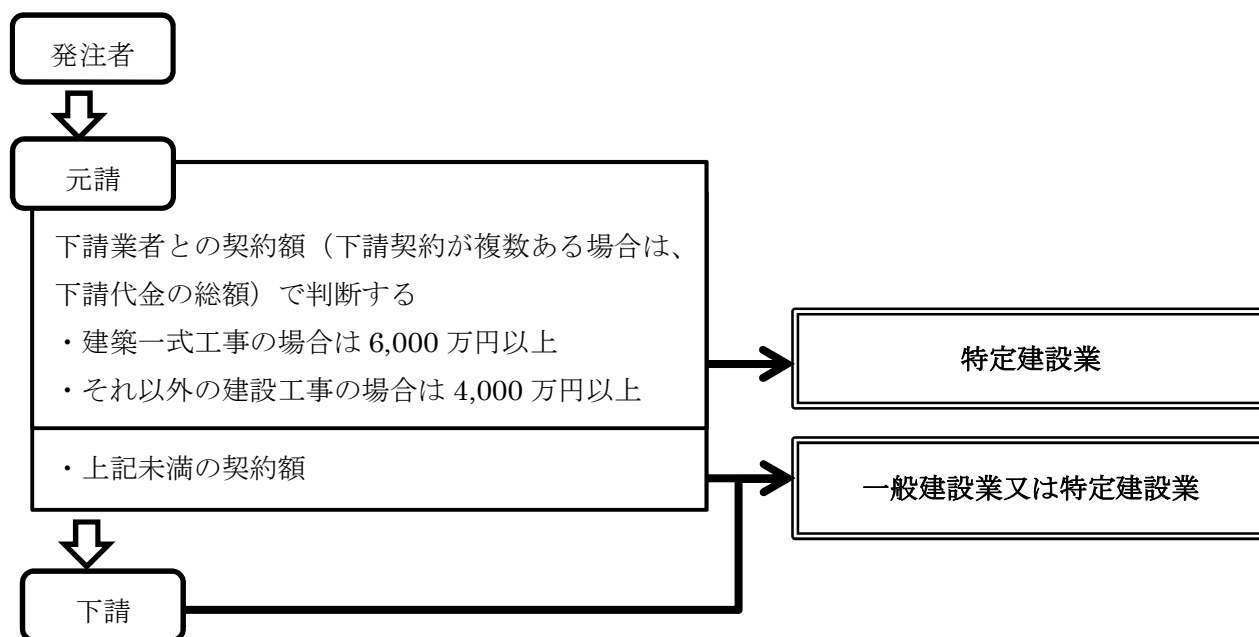
建設業許可は、営業所の所在地によって国土交通大臣・都道府県知事の許可に分かれます。1つの都道府県内にのみ営業所を設置して建設業を営む場合は都道府県知事の許可、複数の都道府県に建設業を営む営業所を設置する場合は国土交通大臣の許可となります。したがって、京都府内にのみ営業所を設置する場合は、京都府知事許可となります。

ここでいう営業所とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指します。単なる事務連絡所、工事現場の工事事務所、作業所、資材置き場等は、ここでいう営業所には該当しません。

(2) 一般建設業と特定建設業

建設業の許可には、許可を受ける業種ごとに、「一般建設業」と「特定建設業」があります。同一の建設業者が同一の業種について、一般と特定の両方の許可を受けることはできません。

特定建設業の取得が義務づけられている者は、発注者から直接請け負った（元請として請け負った）建設工事で、当該建設工事の一部又は全部にかかる下請代金の額（下請契約が複数の場合は、下請代金の総額）が、建築一式工事の場合は 6,000 万円以上、それ以外の建設工事の場合は 4,000 万円以上となる下請契約を締結する者です。



※ 元請負人が提供する材料等の価格を含まない額で判断します。

4. 建設業の種類

法は建設工事を 29 業種に分類しており、営業しようとする業種ごとに許可を受ける必要があります。許可申請にあたっては、次頁の表を確認の上、必要な建設業の種類を判断してください。

建設工事の種類は一式工事（土木一式工事、建築一式工事）と専門工事（一式工事以外の 27 業種）に分かれます。一式工事は「総合的な企画、指導、調整」のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、すべての建設工事の種類を請け負えるものではありません。専門工事に分類される工事を請け負うためには、各専門工事の許可を受ける必要があります。なお、許可を受けた建設工事に附帯して生じる他の業種に属する工事にあつては、請け負った工事に含めて行うことができます。

建設工事の種類	業種	内容	例示
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

建設工事の種類	業種	内容	例示
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事

建設工事の種類	業種	内容	例示
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

建設工事の種類	業種	内容	例示
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、T V電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事

建設工事の種類	業種	内容	例示
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

5. 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても、同様の取扱いとなります。

建設業者は、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する日の30日前までに許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば、期間満了とともに許可の効力は失われ、許可が必要な建設工事を請け負うことはできなくなります。

なお、許可満了までに許可の更新の手続きをとっていれば、許可又は不許可の処分があるまでは、有効期間の満了後であっても従前の許可が有効となります。

※ 許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可を受けようとする場合は、有効期間の残っている従来の建設業についても更新を申請し、すべての建設業の許可年月日を同一にすることができます。ただし、従来の建設業の有効期間満了日の30日前までに許可申請の手続きをとらなければなりません。

6. 許可の要件

許可を受けるためには、申請者が次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- ・適正な経営体制があること
- ・適切な社会保険に加入していること
- ・営業所ごとに専任技術者を配置すること
- ・請負契約に関して誠実性を有していること
- ・財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・欠格要件に該当しないこと

(1) 適正な経営体制

次のアイのいずれかの要件を満たす必要があります。

ア 常勤役員等（※2）のうち1人が、建設業に関して、次の①～③のいずれかの経験を有していること

- ①経営業務の管理責任者として5年以上の経営経験を有すること
- ②権限のある執行役員等として5年以上の経営経験を有すること
- ③経営業務の管理責任者に準ずる地位で、6年以上経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という）を有すること

イ 常勤役員等（※2）のうち1人が、次の①②のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者（※3）として(a)～(c)の経験を有する者をそれぞれ（※4）配置していること（(a)～(c)の全ての経験が必要です）

- 常勤役員等
- ①以下(a)～(c)のいずれかの経験（建設業の役員等の経験2年以上を必ず含むこと）
 - ②5年以上の役員等の経験（建設業の役員等の経験2年以上を必ず含むこと）

- 直接補佐する者
- (a) 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の財務管理の業務経験（※5）
 - (b) 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の労務管理の業務経験（※5）
 - (c) 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の業務運営の経験（※5）

※1 詳細については、10頁の「適正な経営体制の要件（R2.10.1改正）」を御参照ください。

※2 **法人の場合**は役員等（＝業務を執行する社員（持分会社の場合）、取締役（株式会社の場合）、執行役（指名委員会等設置会社の場合）又はこれらに準ずる者（法人格のある各種組合等の理事や、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等））、**個人事業主の場合**は本人又はその支配人、のうち常勤である者をいいます。なお、「役員」には、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

「常勤である者」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む）している者をいいます。したがって、他社において常勤役員等・常勤役員等を直接に補佐する者・営業所の専任技術者となっている者は「常勤である者」に該当しません。また、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き、「常勤である者」には該当しません。

※3 「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

※4 常勤役員等を直接に補佐する者として、(a)～(c)の業務経験を有する者をそれぞれ置く必要がありますが、同一人が複数の業務経験を有している場合は、複数の役割を兼任することができます。

また、(a)～(c)の業務を全て行う部署での経験であれば、期間を重複して計算できますので、当該部署における5年以上の業務経験を有する者を直接に補佐する者として置けば要件を満たします。

※5 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。

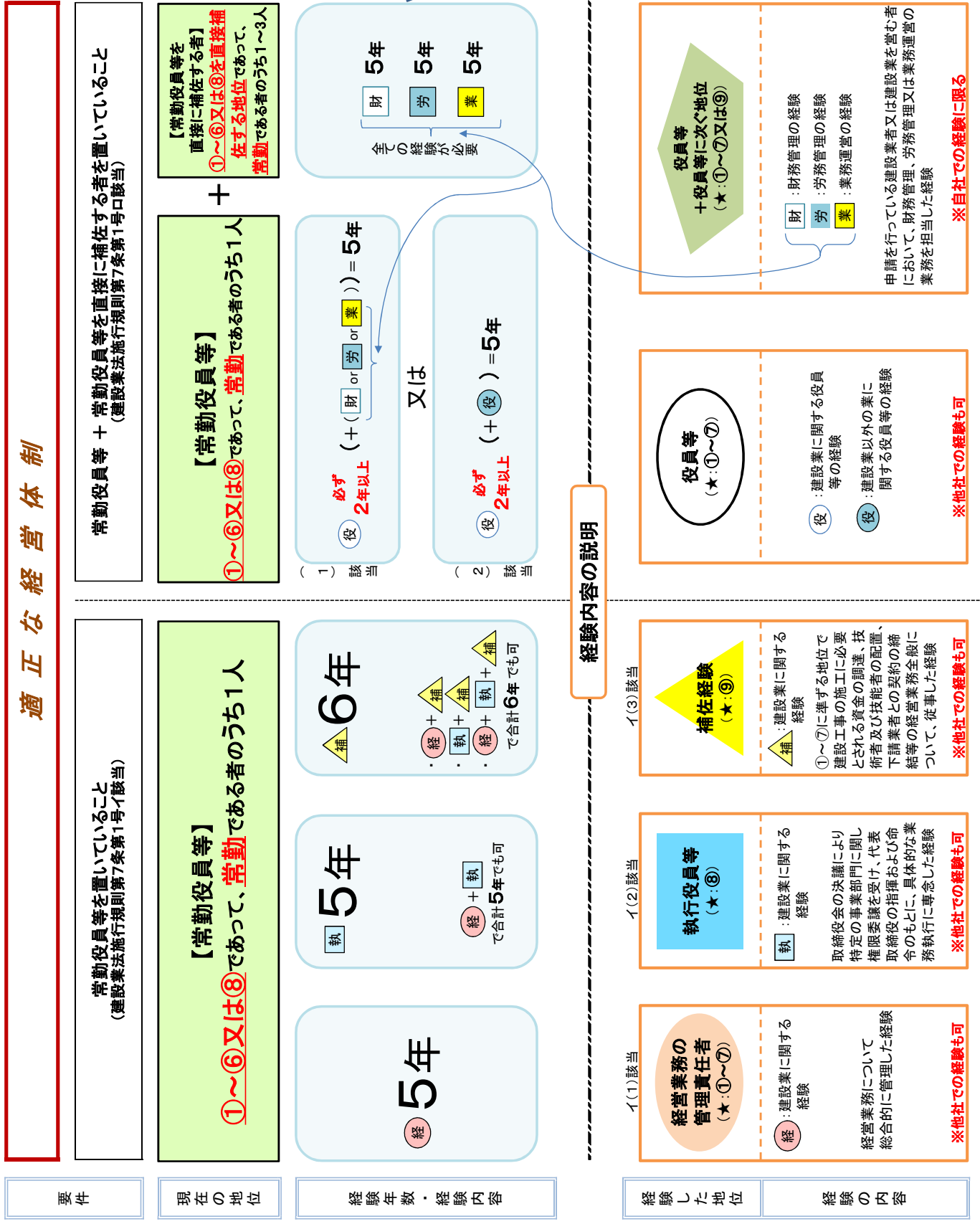
「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。

これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られますので、申請業者以外での経験は認められません。

※6 平成28年5月末までの「とび・土工事業」に係る経営業務の管理責任者としての経験（又は経営業務を補佐した経験）は、「解体工事業」に係る経営業務の管理責任者としての経験（又は経営業務を補佐した経験）とみなします。（「解体工事業」の許可を取得するには、別途許可申請が必要です。）

※7 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事（1頁参照）の経験しか認められません。軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業（許可業種では、管工事に含まれます）については、他法令により登録等が必要とされていますので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。

適正な経営体制の要件 (R2. 10. 1改正)



(2) 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てについて、適切に加入している必要があります。具体的には次の①～③の全ての要件を満たす必要があります。ただし、適用除外の場合を除きます。

- ①健康保険の適用事業所（健康保険法第3条第3項）に該当する全ての営業所に関し、新規適用事業所の届出（健康保険法施行規則第19条第1項）を提出していること
- ②厚生年金保険の適用事業所（厚生年金保険法第6条第1項）に該当する全ての営業所に関し、新規適用事業所の届出（厚生年金保険法施行規則第13条第1項）を提出していること
- ③雇用保険の適用事業所（雇用保険法第5条第1項）に該当する全ての営業所に関し、事業所の設置等の届出（雇用保険法施行規則第141条第1項）を提出していること

※ 「営業所」とは、3.(1)に記載の営業所をいいます。

(3) 営業所の専任技術者

「営業所の専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。事業体（法人又は個人事業主）と継続的な雇用関係にあり、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務できる者でなければなりません。複数の業種の許可を申請する場合において、それぞれの業種について基準を満たしている者は、同一営業所内において、複数の業種の専任技術者を兼ねることができます。また、6.(1)の「適正な経営体制（常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者）」と専任技術者との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、その双方を兼ねることができます。

建設業を営もうとするすべての営業所において、営業しようとする業種ごとに、次のいずれかの要件を満たす専任の技術者を置くことが必要です。

- ① 許可を受けようとする業種に関して、別に定める国家資格等（132～135頁参照）を有すること
- ② 許可を受けようとする業種に関して、10年以上の実務経験を有すること
- ③ 高等学校等（又は大学等）で許可を受けようとする業種に関連する学科（136頁参照）を卒業した後に、5年（又は3年）以上の実務経験を有すること

なお、特定建設業の許可を受けようとする場合は、1級の国家資格者、又はこれと同等の者を配置しなければいけません。特に、下記の7業種は「特定建設業指定7業種」として、専任技術者となることができる者は1級国家資格者又は国土交通大臣認定者のみに限定されています。

特定建設業指定7業種

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

※1 「営業所の専任技術者」は通常の勤務時間中はその営業所に勤務できる者であるため、住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠い距離にあり、常識上通勤不可能な者は認められません。また同様に、他の建設業者の営業所・自社の他の営業所の専任技術者となっている者、建築士事務所を管理する建築士・宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要する者（専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除く）も専任であると認められません。

※2 「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として、2業種の営業所の専任技術者となろうとする場合、専任技術者となろうとする業種の実務経験と当該業種以外の実務経験を、あわせて12年以上（専任技術者となろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要）有していれば、専任技術者となる要件を満たします。この要件の緩和が認められるのは次の場合に限られます。

- **A** 一式工事と**B** 専門工事の組合せの場合：**B**につき最大2年の期間短縮
…**A**+**B**で12年以上の実務経験があり、うち**B**につき8年以上の実務経験がある場合、**B**の専任技術者になれます。（**A**の専任技術者になるには、10年以上の実務経験が必要です。）
 - ・**A** 土木一式 → **B** とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
 - ・**A** 建築一式 → **B** 大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

- 次の専門工事間の組合せの場合：**C**・**D**の専任技術者になる場合、最大4年の期間短縮
…**C**+**D**で12年以上の実務経験があり、うち**C**（**D**）につき8年以上の実務経験がある場合は**C**（**D**）の場合は**D**）の専任技術者になれます。（**C**・**D**の専任技術者になる場合、それぞれ8年以上の実務経験があれば、両方の専任技術者になれます。）
 - ・**C** 大工 ↔ **D** 内装仕上
 - ・**C** とび・土工 ↔ **D** 解体

※3 許可を受けようとする業種に関連する学科（136頁参照）について専修学校（いわゆる専門学校）を卒業した者のうち、「専門士」・「高度専門士」として卒業した後、許可を受けようとする業種に関して3年以上の実務経験を有する者は、営業所の専任技術者等の要件を満たします。

また、許可を受けようとする業種に関連する学科（136頁参照）について専修学校を卒業した上記以外の者（専門士、高度専門士ではない者）は、許可を受けようとする業種に関して5年以上の実務経験を有していれば、営業所の専任技術者等の要件を満たします。

※4 平成28年5月末時点で「とび・土工工事業」について専任技術者等の要件を満たしていた者は、令和3年3月31日までの間に限り、「解体工事業」の専任技術者等としての要件を満たしているものとみなされます。（「解体工事業」の許可を取得するには、別途許可申請が必要です。）

令和3年4月1日以降に「解体工事業」の許可要件を満たすためには、「解体工事業」の技術者の要件を満たさなければなりません。

- ※5 「解体工事業」に係る実務経験年数について、平成28年5月末までに請け負った「とび・土工工事業」に解体工事が含まれる場合、解体工事に係る年数を「解体工事業」の実務経験年数とすることができます。この場合に限り、「とび・土工工事業」と「解体工事業」の実務経験期間の重複が認められます。平成28年6月以降に請け負った「とび・土工工事業」と「解体工事業」の実務経験期間の重複は認められません。

- ※6 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事（1頁参照）の経験しか認められません。軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業（許可業種では、管工事に含まれます）については、他法令により登録等が必要とされていますので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。

（4） 請負契約に関して誠実性を有していること

申請者が法人の場合は当該法人、その役員等、個人の場合は事業主又は登記された支配人が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが要件となります。不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者とは、「建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者」です。

- ※ 「不正な行為」とは請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為、「不誠実な行為」とは工事内容、工期等において請負契約に違反する行為をいいます。

(5) 財産的基礎又は金銭的信用を有していること

建設工事を請け負うには相応の資金が必要とされることから、許可申請者は財産的基礎又は金銭的信用を有していなければなりません。次表のとおり、直前の決算において財産要件を満たしているか、申請時に金銭的信用を有している必要があります。

一般建設業	特定建設業
次の <u>いずれか</u> に該当すること	次の <u>すべて</u> を満たすこと
① 自己資本の額が 500 万円以上あること	① 欠損の額が資本金の 20%を超えていないこと
② 500 万円以上の資金調達能力を証明できること（残高を有する日が申請日より 1 ヶ月以内の金融機関の預金残高証明書等）	② 流動比率が 75%以上であること
③ 許可申請直前の 5 年間、許可を受けて継続して営業した実績を有すること	③ 資本金の額が 2,000 万円以上であること
	④ 自己資本の額が 4,000 万円以上であること

※ 1 財産的基礎・金銭的信用を有していることの確認については 30 頁を参照ください。

※ 2 「自己資本の額」とは、法人の場合は貸借対照表「純資産合計」の額をいいます。新規設立の法人で最初の決算期を迎えていない場合は、開始貸借対照表を基準に判断します。個人の場合は期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

※ 3 「欠損の額」とは、法人の場合は、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の任意積立金の合計額を上回る額をいいます。個人の場合は、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に、負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

$$\langle \text{法人} \rangle \quad \frac{\text{繰越利益剰余金(負の場合)} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{任意積立金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$$

$$\langle \text{個人} \rangle \quad \frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定})}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$$

※ 4 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものです。

$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \geq 75\%$$

※ 5 「資本金」とは、法人の場合は株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人の場合は期首資本金をいいます。

(6) 欠格要件

次のいずれかに該当する場合は、許可を受けることができません。

- ① 許可申請書またはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載がある場合、もしくは、重要な事実の記載が欠けている場合。
- ② 法人の場合は当該法人、その役員等及び政令で定める使用人（支配人、支店または営業所の代表者。以下同じ。）、個人の場合は事業主本人及び政令で定める使用人が次のいずれかに該当する場合。

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 建設業法第 29 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当（不正の手段等）することにより許可の取消処分を受け、その処分の日から 5 年を経過していない者
- ・ 建設業法第 29 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当することにより許可の取消処分されるにあたり、処分を逃れるために、行政手続法に基づく聴聞の通知があった日から処分日までに廃業届を届け出た日から 5 年を経過していない者（当該通知の日前 60 日以内に当該廃業届出に係る役員等、政令で定める使用人であつた者を含む。）
- ・ 建設業法の規定により営業の停止または営業を禁止され、その期間が経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ・ 建設業法、建設工事の施工または建設工事に従事する労働者の使用に関する法律（建築基準法、労働基準法等）のうち政令で定める規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、もしくは、刑法第 204 条・第 206 条・第 208 条・第 208 条の 2・第 222 条・第 247 条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、または同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ・ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むにあたって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

※ 役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいいます。

7. 許可申請の手数料

建設業許可の申請にあたっては、以下のとおり手数料が必要です。手数料は申請区分、申請業種（一般建設業と特定建設業の別）により規定されています。京都府知事許可を申請する場合は、京都府収入証紙を申請書別表の所定欄に貼り付けて申請します。京都府収入証紙は申請窓口となる土木事務所、申請窓口のある京都府総合庁舎の窓口で購入できます。なお、京都府収入証紙は消印せずにご提出ください。

	申請業種 (一般・特定の別)	申請区分	申請手数料
京都府知事許可	一般・特定 いずれかの申請	・新規 ・許可換え新規 ・般特新規	9万円 (<u>京都府収入証紙</u>)
		・更新 ・業種追加	5万円 (<u>京都府収入証紙</u>)
	一般・特定 両方の申請	・新規 ・許可換え新規	18万円 (<u>京都府収入証紙</u>)
		・更新 ・業種追加	10万円 (<u>京都府収入証紙</u>)

※1 申請区分の組み合わせにより、申請手数料は加算されます。

【例】一般建設業の更新と一般建設業の業種追加を同時に申請する場合は、「更新5万円＋業種追加5万円＝合計10万円」の手数料が必要です。

※2 申請手数料は許可申請の審査に対するものであるため、一度納入された手数料は、許可を受けられなかった場合でも還付できません。

8. 許可申請の手続き

京都府知事許可の申請にかかる書類の提出先、受付日時等は次のとおりです。許可更新の申請は、有効期間満了の日の3ヶ月前から受け付けています。

また、申請から許可（不許可）処分までは、30日程度かかります。

(1) 申請書類等の提出先

主たる営業所の所在地を所管する各京都府土木事務所の受付窓口へ、必要書類をご持参ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取扱いを変更していますので、詳細は京都府のホームページを御確認ください。

提出先	所在地	所管区域
京都土木事務所 企画・総務契約課	〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10-4 TEL 075(701)0169	京都市（京都市西京区大枝、大原野を除く）
乙訓土木事務所 企画・総務契約課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎町、京都市西京区（大枝・大原野）
山城北土木事務所 総務契約課	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 TEL 0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南土木事務所 企画・総務契約課	〒622-0041 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774(72)1152	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹土木事務所 総務契約課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771(62)1527	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東土木事務所 総務契約課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2 TEL 0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91 TEL 0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所 総務契約課	〒626-0044 宮津市宇吉原2586-2 TEL 0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

(2) 申請書類の受付日時

受付日：月曜日～金曜日（休日、祝日、その他閉庁日を除く）

受付時間：9時00分～12時00分、13時00分～16時00分

(3) 申請書の部数

京都府知事許可を申請する場合の申請書の部数は、正本1部・副本2部（府提出分及び申請者控え）の合計「3部」です。（申請書以外の提出書類（各種証明書・営業所写真等）の提出部数は1部です。）

(4) 本人確認と訂正権限（令和4年10月1日施行）

申請様式への押印廃止、なりすまし申請防止及び法令遵守の観点から、申請の際に、来所者の本人確認を実施します（本人確認できない場合は、申請書の受付はできません）。また、本人確認の実施に併せ、窓口における申請書等の訂正権限についても、整理いたします。原則、本人又は代理人以外の方は、訂正ができませんので御注意ください。

9. 国土交通大臣許可の手続き

令和2年4月1日から、国土交通大臣許可に係る申請・届出の受付窓口が、国土交通省近畿地方整備局となりました。

申請手続き等の詳細は、国土交通省近畿地方整備局のホームページをご覧ください。

10. 許可申請に必要な書類

建設業の許可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。許可申請書の様式は京都府のホームページからダウンロードできます。

印刷できる環境がない場合は、個別に御相談ください。

ホーム>産業・しごと>土木建築・基盤整備>建設業法（建設業許可・経営事項審査）等

(1) 建設業許可申請書類一覧

建設業許可申請に必要な書類は次頁の表のとおりです。申請書等の法定書類以外にも、申請内容を確認するための書類が必要です。申請区分と法人・個人の別に沿って必要書類を揃えてください。なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

また申請の際は、「確認資料チェック表」（120～122頁参照）に記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

建設業許可申請書類一覧

【提出書類】

○ 必要書類 ● 資格要件によって必要 △ 変更がなければ省略可能 ▲ 省略可能（前提として決算報告等の提出すべき変更届が提出済みであること）
□ 更新申請をする建設業種に関しては省略可能（前提として決算報告等の提出すべき変更届が提出済みであること） - 提出不要

編込順	様式番号	書類の名称	申請区分										備考	提出部数						
			新規		許可換え新規		般特新規		業種追加		更新				般特新規+業種追加		般特新規+更新		般特新規+更新+更新	
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人			法人	個人	法人	個人	法人	個人
1	第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2	別紙1	役員等の一覧表	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○			
3	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○			
	別紙2(2)	営業所一覧(更新)	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○			
4	別紙3	(証紙等はりつけ用紙)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
5	別紙4	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
6	第2号	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○	□	□	□	□	業種別に作成、実績なしでも添付業種追加の場合は追加業種分のみ			
7	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○			
8	第4号	使用人数	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○			
9	第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
10	第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別紙の提出書類必要(全従業員の人数を記載)			
11	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	該当がない場合、「該当なし」と記入			
12	第15号	貸借対照表(法人用)	○	-	○	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	-			
13	第16号	損益計算書、完成工事原価報告書(法人用)	○	-	○	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	-			
14	第17号	株主資本等変動計算書	○	-	○	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	-			
15	第17号の2	注記表	○	-	○	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	-			
16	第17号の3	附属明細表	○	-	○	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	通常は必要なし(注1)			
17		事業報告書	-	-	-	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	株式会社の場合のみ必要(任意様式)			
18	第18号	貸借対照表(個人用)	-	○	-	○	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	申請によっては残高証明書等(残高を有する日が申請日より1ヶ月以内のもの)が必要(注2)			
19	第19号	損益計算書(個人用)	-	○	-	○	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-			
20	第20号	営業の沿革	○	○	○	○	▲	▲	○	○	▲	▲	○	○	○	○	-			
21	第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	該当なしの場合も添付			
22	第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-			
23		定款(写し)(注3)	○	-	○	-	△	-	△	-	△	-	△	-	△	-	新規設立の場合、公証人の認証を添付			
【別冊綴り込み】																				
1	第7号	① 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要		
2	別紙	① 常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
1	第7号の2	② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要		
2	別紙1 別紙2	② 常勤役員等の略歴書 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
		組織図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全社的なものを含み、かつ常勤役員等を直接補佐する者の位置づけを明確にすること		
3	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	別紙の提示書類必要		
4	技術者関係書類	資格証明書(写し)	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	□	□	□	□	□	□	原本提示(国家資格等による場合)		
		監理技術者資格者証(写し)	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	□	□	□	□	□	□	原本提示(国家資格等又は実務経験による場合)		
		卒業証明書	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	□	□	□	□	□	□	証明者別に作成		
		実務経験証明書	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	□	□	□	□	□	□	□	(国家資格等によらない場合)	
第9号	指導監督的実務経験証明書	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	□	□	□	□	□	□	証明者別に作成(特定建設業)			
5	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
6	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	該当がない場合、「該当なし」と記入		
7	第14号	株主(出資者)調査	○	-	○	-	△	-	△	-	△	-	△	-	△	-	-	-		
8		履歴事項証明書	○	-	○	-	△	-	△	-	△	-	△	-	△	-	-	発行後3ヶ月以内のもの		
9		納税証明書(京都府の事業税)	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	新規設立の場合、京都府事業税の設立届(法人の設立届(電子で提出の場合は注7を参照)・個人の事業の開始届)の控え(写し)を添付		
その他提出書類																				
		登記されていないことの証明書(注4)、(注6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	許可申請者(法人においては役員全員(顧問、相談役、5%以上の株主・出資者を除く。))及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について必要		
		身分証明書(注5)、(注6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		

その他提示・提出書類は次頁以降に続く

その他提示・提出書類

○ 提示(提出)必要 ● 資格要件によって必要 - 提示(提出)不要

△ 従前から経営業務の管理責任者等(様式第7号又は第7号の2で証明した者)又は営業所の専任技術者(様式第8号で証明した者)である場合は省略可能

項目	提示・提出書類				申請区分							
					新規	許可 換え 新規	般 特新 規	業 種 追 加	更 新	般 特新 規 + 業 種 追 加	般 特新 規 + 業 種 追 加 + 更 新	般 特新 規 + 業 種 追 加 + 更 新
1 経営業務の 管理体制	(個人事業主は不要) 現在の地位	役員等	原本提出		<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等	○	○	△	△	△	△	△
		執行役員等	すべて	原本提示	<input type="checkbox"/> 組織図等							
					<input type="checkbox"/> 業務分掌規程等							
					<input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等							
	支配人	原本提出		<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書								
	常勤性	いずれか	写しの提示		<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等(注8) (個人事業主においては国民健康保険等)	○	○	○	○	○	○	○
			写しの提示		<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証							
			原本提示		<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」							
			原本提示		<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)							
	経営経験(注9)	区分に応じ	法人役員	原本提出(1部)	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等	○	○	△	△	△	△	△
令3条 使用人			右記いずれか	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本 提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本 提示								
個人事業主			原本提示	<input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分								
経営経験		いずれか	原本提示	<input type="checkbox"/> 受付印のある決算変更届の副本 5年分								
	写しの提示		<input type="checkbox"/> 工事契約書類等 5年間につき各年度1件以上									
健康保険等の加入状況 (適用除外の場合を除く)	健康保険・厚生年金保険	写しの提出(1部)		<input type="checkbox"/> 申請時の直前の「領収証書」又は「納入証明書」	○	○	○	○	○	○	○	
	雇用保険			<input type="checkbox"/> 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し								

項目	提示・提出書類				申請区分						
					新規	許可 可換え 新規	般特 特新規	業種 追加	更新	般特 特新規 +業種 追加	般業 特新規 +業種 追加 +更新
2 営業所の専任技術者	常勤性	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等(注8) (個人事業主においては国民健康保険等)	○	○	○	○	○	○	○
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証							
			原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」							
			原本提示	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)							
国家資格等	写しの添付(申請書・変更届) 原本提示		<input type="checkbox"/> 資格証明書、監理技術者資格者証	●	●	●	●	—	●	●	
実務経験 (監理技術者資格 証による場合を除く。)	すべて	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 工事関係書類等 5件(各年度1件まで)(注10)	●	●	●	●	—	●	●
			原本提示	<input type="checkbox"/> 工事経歴書(受付印のある決算変更届の副本) 5年分(注10)							
			<input type="checkbox"/> 実務経験期間中の在籍確認書類の提示 (厚生年金保険「被保険者記録照会回答票」、雇用保険「資格取得届出確認照会回答書」等、保険の加入履歴等の公的証明書の原本提示。 当該申請企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注8)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)								
3 営業所の実態	実態	提出(1部)		<input type="checkbox"/> 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※写真台紙に、自己所有又は賃貸借等の別を選択すること。 <input type="checkbox"/> 事業所平面図	○	○	○	—	○	○	○

※なお、必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

(注1) 資本金が1億円を超え、または貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ必要。

(注2) 申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有しない場合は必要。
証明金額は500万円以上、特定建設業の財務要件は別途審査。

(注3) 定款の写しの空欄に次のとおり記入する。

本定款は現行定款に相違ありません。 令和 年 月 日 会社名 代表者名
--

(注4) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。発行後3ヶ月以内のもの。
(窓口請求は京都地方法務局、郵送での請求は東京法務局)

(注5) 成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書。
発行後3ヶ月以内のもの。外国籍の方は不要。

(本籍地の市区町村で請求)

(注6) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。
なお、この場合であっても、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。

(注7) eLTAX(地方税ポータルシステム)の「受付状況の照会結果」画面を印刷したものを添付。当該印刷したもので申請・届出者の明示がない場合は、併せて「同意書」(所定の様式あり)をご提出ください(土木事務所から法人事業税所管課へ提出の有無の確認を行います。)

(注8) 「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示してください。

(注9) 執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。

(注10) 証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。

※ 必要書類のうちで記載内容が無いような場合、「該当なし」と記入する。

(2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確認
次のア及びイの両方が必要です。なお、申請区分によっては省略可能な書類がある場合もあります。

ア 現在の地位及び常勤性の確認

次の (a) 及び (b) を提示してください。

(a) 現在の地位が確認できる書類の提示・提出（個人事業主は不要）

- ★ 法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、組合等の理事など）
履歴事項全部証明書等の原本提出（登記の対象とならない役職者にあつては、代表者の奥書証明のある名簿等）
- ★ 執行役員等 次の①～③のすべての書類の原本提示
 - ①役員等に次ぐ地位であることの確認 組織図等
 - ②業務執行を行う事業部門の確認 業務分掌規程等
 - ③取締役会の決議による権限委譲を受け代表取締役の指揮及び命令のもとに業務の執行を行うものであることの確認
定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等
- ★ 本人の支配人 支配人の登記事項証明書の原本提出

(b) 次のいずれかの提示

- ① 健康保険被保険者証の写しの提示（国民健康保険証は認められません。）
※「建築国保加入証」で所属している事業所が確認できる場合は、①と同様に扱います。
※ただし、個人事業主にあつては、他の事業者へ雇用されていないことを確認するため「国民健康保険証」又は「建築国保加入証」等を提示してください。
- ② 雇用保険被保険者証の写しの提示
※平成29年1月1日から65歳以上の雇用者も適用の対象です。
- ③ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」（直近のもの）の原本提示
- ④ 「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」（直近のもの）の原本提示

※1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険への加入がない者について上記の書類を提出できない場合は、「源泉徴収簿及び領収済通知書」又は「出勤簿及び賃金台帳」等、常勤性が確認できる資料の原本提示が必要となります。

※2 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって、次のa～cのすべての要件を満たす者について、上記①～④に代えて、以下の書類の原本提示によることができます。

- a 昭和12年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者
- b 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者
- c 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

○ 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき

…「厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ」（「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」の複写式の副本）

○ 従前から対象者を雇用しているとき

…「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」（「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」の複写式の副本）

イ 経営経験の確認

以下の表の書類（詳細は次頁以降）が必要です。なお、更新申請の場合は省略可能です。

◆イ該当の場合（様式第7号による証明）

- ・(1) 経營業務の管理責任者としての経験の場合：『(a) + (b)』
- ・(2) 執行役員等としての経営経験の場合：『(c)』
- ・(3) 補佐経験の場合：『(d)』

◆ロ該当の場合（様式第7号の2による証明）

○常勤役員等に関する書類

ロ(1)該当の場合は①②のいずれか、ロ(2)該当の場合は①③のいずれかが必要

・①：『(a) + (b)』

・②：『(a) + (b)』 + 『(e)』

※『(a) + (b)』の書類は、2年以上その地位であったことが確認できるもの

※『(e)』の書類は、5年から『(a) + (b)』の書類で証明した年数を差し引いた年数分が必要

・③：『(a) + (b)』 + 『(a)』

※『(a) + (b)』の書類は、2年以上その地位であったことが確認できるもの

※『(a)』の書類は、5年から『(a) + (b)』の書類で証明した年数を差し引いた年数分が必要

○常勤役員等を直接に補佐する者に関する書類：『(e)』

※ 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事（1頁参照）にかかる経験しか認められません。また、軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業（許可業種では、管工事に含まれます）については、他法令により登録等が必要とされていますので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。

※イ該当（建設業法施行規則第7条第1号イ）

- (1) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者として経験を有する者
- (2) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（執行役員等に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

※ロ該当（建設業法施行規則第7条第1号ロ）

- (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者として経験を有する常勤役員 + 当該常勤役員等を直接に補佐する者
- (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する常勤役員 + 当該常勤役員等を直接に補佐する者

(a) 法人役員・個人事業主であった期間に係る確認書類の提出又は提示

当時の役職名等	確認書類
法人役員	次のいずれかの資料（発行後3ヶ月以内）の <u>原本提出</u> 履歴事項全部証明書／閉鎖事項証明書／役員欄閉鎖抄本 （5年間、役員の地位であったことが確認できること）
個人事業主	税務署受付印のある確定申告書(控)（第一表及び第二表）の <u>原本提示</u> （5年分）
建設業法施行令第3条に規定する使用人	次のいずれかの資料の提出又は提示 ・支配人の登記事項証明書の <u>原本提出</u> ・取締役会の議事録、人事発令書等の <u>原本提示</u> （5年間、令第3条に規定する地位であったことが確認できること）

※確定申告書の事業所得が無い場合や給与所得が過大である場合等は、経営経験として認められません。

(b) 建設業の経営にかかる確認書類として、次のいずれかの提示

- ① 許可行政庁に提出した受付印のある決算変更届副本の原本を5年分
 - ② 経営経験期間内に建設業許可を受けていない建設企業に所属していた(いる)場合等は、5年間につき、「工事請負契約書」または「注文書及び請書」の写しを各年度1件以上
- ※②の場合、未作成等の理由により提示できない場合は、原則として、経営経験は認められません。ただし、②以外の工事に係る書類（請求書及び入金確認資料（通帳の写し等）等）を作成している場合は、個別に判断しますので、申請先の土木事務所に御相談ください。

(c) 執行役員等としての経営経験の確認書類として、次のすべての提出・提示

- ① 執行役員等・補佐経験証明書の提出（130頁参照）
- ② 建設業の経営に係る確認書類
例：上記（b）の書類
- ③ 取締役会の決議による権限があることの確認書類
例：定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、
取締役会の議事録等の原本提示等
- ④ 経験期間の確認書類
例：取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示等
- ⑤ 補佐経験期間中の在籍確認書類の提示
(営業所の専任技術者の実務経験期間中の在籍確認書類（28頁）を参照)

(d) 補佐経験の確認書類として、次のすべての提出・提示

- ① 執行役員等・補佐経験証明書の提出（130頁参照）
- ② 建設業の経営に係る確認書類
例：上記（b）の書類（6年分）
- ③ 経験期間の確認書類
例：人事発令書等の原本提示等
- ④ 補佐経験期間中の在籍確認書類の提示
(営業所の専任技術者の実務経験期間中の在籍確認書類（28頁）を参照)
※個人事業主や小規模の法人等での経験のため、③の書類が未作成で提示できない場合は、個別に判断
しますので、申請先の各土木事務所に御相談ください。

(e) 常勤役員等を直接に補佐する者の確認書類として、次のすべての提出・提示

※申請業者以外での経験は認められません。

- ① 常勤役員等を直接に補佐する者の証明書の提出（131頁参照）
- ② 建設業の経営に係る確認書類
例：上記（b）の書類
- ③ 経験期間の確認書類
例：人事発令書等の原本提示等
- ④ 補佐経験期間中の在籍確認書類の提示
(営業所の専任技術者の実務経験期間中の在籍確認書類（28頁）を参照)
※個人事業主や小規模の法人等での経験のため、③の書類が未作成で提示できない場合は、個別に判断
しますので、申請先の各土木事務所に御相談ください。

(3) 適切な社会保険への加入の確認

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入の確認のため、次のア及びイの両方を提出してください。ただし、適用除外の場合を除きます。

ア 健康保険及び厚生年金保険加入の確認書類

次の(ア)～(ウ)のいずれかの写しの提出

- (ア) 直近の保険料納入にかかる「領収証書」
- (イ) 直近の保険料納入にかかる「納入証明書」
- (ウ) 新規加入の場合、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」

イ 雇用保険加入の確認書類 ※平成29年1月1日から、65歳以上の雇用者も適用の対象です。

次の(ア)～(ウ)のいずれかの写しの提出

- (ア) 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」
- (イ) 新規加入の場合、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」
- (ウ) 営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」

※ 加入義務の有無については、健康保険及び厚生年金保険は、年金事務所（日本年金機構）、雇用保険は、ハローワーク（公共職業安定所）にそれぞれ御確認ください。

(4) 営業所の専任技術者の常勤性及び資格要件の確認

次のア及びイの両方が必要です。なお、申請区分によっては省略可能な書類がある場合があります。

ア 常勤性の確認

次のいずれかを提示してください。

- ① 健康保険被保険者証の写しの提示（国民健康保険証は認められません。）
 - ※「建築国保加入証」で所属している事業所が確認できる場合は、①と同様に扱います。
 - ※ただし個人事業主にあつては、他の事業者へ雇用されていないことを確認するため「国民健康保険証」又は「建築国保加入証」等を提示
- ② 雇用保険被保険者証の写しの提示
 - ※平成29年1月1日から65歳以上の雇用者も対象です。
- ③ 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」（直近のもの）の原本提示
- ④ 「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」（直近のもの）の原本提示

※1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険への加入がない者について上記の書類を提出できない場合は、「源泉徴収簿及び領収済通知書」又は「出勤簿及び賃金台帳」等、常勤性が確認できる資料の原本提示が必要となります。

※2 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって、次のa～cのすべての要件を満たす者について、上記①～④に代えて、以下の書類の原本提示によることができます。

- a 昭和12年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者
 - b 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者
 - c 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者
- 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき
 - …「厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」（「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」の複写式の副本）
 - 従前から対象者を雇用しているとき
 - …「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」（「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」の複写式の副本）

イ 資格要件の確認

申請資格区分によって、次の(a) 又は (b) のいずれかが必要です。

(a) 国家資格等による場合

申請書に「資格証明書」又は「監理技術者資格者証」の写しを添付し、併せて原本の提示が必要です。

※ 各資格と対応する建設業の種類については、132～135頁をご覧ください。

※ 資格証明書のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類は、原則として「合格証明書」により確認しますが、技術検定の合格発表後で合格証明書の受領までの間においては「合格通知書」の写しの提出・原本提示でも可。ただし、合格証明書を受領できる十分な期間（合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後は、「合格証明書」により確認します。

(b) 実務経験による場合

「実務経験証明書」（様式第9号）、「指導監督的実務経験証明書」（様式第10号）により証明する場合は、次の①及び②の両方を提示してください。

「監理技術者資格者証」により証明する場合は、写しを提出し、併せて原本を提示してください。（「実務経験証明書」、「指導監督的実務経験証明書」は不要です。）

なお、いずれの場合も、更新申請の際には不要です。

①実務の内容を証明するものとして、次のいずれかの提示

- ・実務経験証明書に記載のある期間中の「工事請負契約書」または「注文書及び請書」の写しを5件（ただし、証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分）
※提示する書類の年度は任意で結構ですが、同一年度につき1件までの確認とします。
- ・上記に代えて、許可行政庁に提出した工事経歴書（受付印のある決算変更届）の原本を5年分（ただし、証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分）

※1 経験年数のうち1年未満の期間については、片落として数えます。

例) 15年4月から15年8月まで…「5ヶ月」ではなく「4ヶ月」と数えます

※2 1人の技術者が複数の業種を証明しようとする場合、重複する期間については、1業種分しか認められません。

例) 2業種の実務経験を証明する場合、原則10年×2=20年分の実績が必要です。

※3 建設業の許可を受けていない業種に係る経験は、軽微な建設工事（1頁参照）にかかる経験しか認められません。また、軽微な建設工事であっても、解体工事業、電気工事業及び浄化槽工事業（許可業種では、管工事に含まれます）については、他法令により登録等が必要とされていますので、これらの経験については、当該登録等を受けた日以降の経験しか認められません。

② 実務経験証明書に記載のある期間中に証明事業者_{（注）}に在籍していたことを確認する書類として、次のいずれかの提示

- ・厚生年金保険の「被保険者記録照会回答票」の原本提示
- ・雇用保険の「資格取得届出確認照会回答書」の原本提示
- ・当該申請企業での実務経験を証明する場合、資格取得年月日から在籍期間を確認できる健康保険被保険者証・雇用保険被保険者証の写しの提示
- ・上記に代わる公的な証明書類
（例）個人事業主（青色事業者）の確定申告書における事業専従者欄の記載

(5) 営業所の実態の確認

主たる営業所及び従たる営業所の実態の確認として、次のア及びイを提出してください。
詳細については126頁を御確認ください。

ア 写真

以下の写真を所定の貼付用紙に貼り付けてください。写真が3ヶ月以内に撮影されたものです。また、貼付用紙において自己所有又は賃貸借の別を選択してください。

- ・建物外部の全景（看板、住居表示等を確認できるもの）
 - ・建物内部（メールボックス、テナント表札等を確認できるもの）
 - ・営業所入口（申請企業名を確認できるもの）
 - ・営業所内部（電話、机等の什器備品を確認できるもの）
 - ・建設業法第40条に定める標識（いわゆる「金看板」、36頁参照）
- （審査の際、記載内容を確認できる程度のもの。新規申請では不要。他の写真のいずれかに建設業法第40条に定める標識が写っており、記載内容を確認できる場合は不要。）

イ 営業所平面図

任意様式により、電話や机等の什器備品の配置がわかるものを提出してください。フロアの一部を使用している場合は、営業所の部分を明示してください。（同一建物内であっても、住居として使用している部分、作業場として使用している部分は記載不要です。）

(6) 登記されていないことの証明書・身分証明書

許可申請者（法人の場合はその役員全員（顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を除く。）、個人の場合はその事業主、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合はその法定代理人を含む。）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について、「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」の**原本提出**が必要です。

なお、外国籍の方は「身分証明書」は不要ですが、「登記されていないことの証明書」の原本提出は必要です。

※1 「役員等の一覧表」（別紙1）に記載を要する「役員等」とは、法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）です。

※2 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。

- 【請求先】
- ・「窓口」での請求：京都地方務局 戸籍課
（〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197 電話075-231-0131）
 - ・「郵送」による請求：東京法務局 後見登録課
（〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 電話 03-5213-1360）

※3 「身分証明書」とは、民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書です。

【請求先】 本籍地市区町村の戸籍事務の所管課

（7）財産的基礎・金銭的信用を有していることの確認

一般建設業・特定建設業の別により、次のとおり確認します。

ア 一般建設業を申請する場合

新規申請等、許可を受けてから 5 年を経過していない場合は、次のいずれかにより確認（更新申請等、許可を受けてから 5 年以上継続して営業（※）している場合は不要）

※ 5 年分の決算変更届が提出されていることをもって確認します。

- ・ 金融機関の預金残高証明書等の原本提出（500 万円以上の残高等があるもの、残高を有する日が申請日より 1 ヶ月以内のものに限る）
- ・ 法人の場合、申請時直前の決算期における財務諸表において、自己資本の額が 500 万円以上であること（預金残高証明書等は不要）
- ・ 最初の決算期が未到来の新規設立法人の場合、資本金の額が 500 万円以上であること（預金残高証明書等は不要）

イ 特定建設業を申請する場合

申請時直前の決算期の財務諸表において、次のすべての要件を満たしていることが必要（要件の詳細は 1 4 頁参照）

- ・ 欠損の額が資本金の 20%を超えていないこと
- ・ 流動比率が 75%以上であること
- ・ 資本金の額が 2,000 万円以上であること
- ・ 自己資本の額が 4,000 万円以上であること

※ 資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表においては基準を満たさないが、申請日まで増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取扱います。この取扱いは資本金の額に限ったものであり、自己資本の額は、申請時直前の決算期における財務諸表において基準を満たしている必要があります。

1 1. 許可を受けた後の変更事項の届出

許可を受けた後、下記の届出が必要な変更事項に該当があれば、次頁の表の提出・提示書類に従い主たる営業所の所在地を所管する京都府内の各土木事務所に提出してください。事業年度終了後の決算報告は、毎年度必ず届け出てください。なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

また、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、営業所の専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び営業所の所在地（営業所の新設を含む）に係る変更を届け出る際は、「確認資料チェック表」（120～122頁参照）に記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

届出が必要な変更事項

【事業年度（決算期）経過後4ヶ月以内に届出】

- ・ **決算報告**
- ・ 使用人数（変更があった場合）
- ・ 健康保険等の加入状況（従業員数のみ変更の場合）
- ・ 法人の定款（変更があった場合）

【事実発生から2週間以内に届出】

- ・ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）
- ・ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者
- ・ 営業所の専任技術者
- ・ 建設業法施行令第3条に規定する使用人
- ・ 健康保険等の加入状況（従業員数以外の変更の場合）

【事実発生から30日以内に届出】

- ・ 商号又は名称
- ・ 既存の営業所の名称、所在地、建設業の種類
- ・ 資本金額（出資総額）
- ・ 法人の役員等、個人の事業主、支配人
- ・ 営業所の所在地（営業所の新設を含む）

変更事項届出書類一覧

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な提出書類を所管の土木事務所に**3部**提出してください。

提出・提示書類の詳細については次頁を御参照ください。

「○囲み数字のもの」と「○囲みしていない数字のもの」は、別に纏じて御提出ください(各3部)

【凡例】○:必ず必要なもの △:場合により必要なもの

提出時期	変更事項	繰込順	様式番号	提出書類等	備考	提出・提示の別			
						提出	提示		
毎事業年度経過後4ヶ月以内	決算報告 毎年度、必ず提出してください。		<法人の場合>			資本金が1億円を超える株式会社及び貸借対照表の負債合計金額が200億円以上の業者は提出すること。			
			① 別記第1号	変更届出書	○				
			② 第2号	工事経歴書	○				
			③ 第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○				
			④ 第15号	貸借対照表	○				
			⑤ 第16号	損益計算書	○				
			⑥	完成工事原価報告書	○				
			⑦ 第17号	株主資本等変動計算書	○				
			⑧ 第17号の2	注記表	○				
			⑨ 第17号の3	附属明細表	△				
⑩	事業報告書(株式会社のみ)	○							
1	納税証明書(事業税)	○	繰り込まないこと						
			<個人の場合>						
			① 別記第1号	変更届出書	○				
			② 第2号	工事経歴書	○				
			③ 第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○				
			④ 第18号	貸借対照表	○				
			⑤ 第19号	損益計算書	○				
1	納税証明書(事業税)	○	繰り込まないこと						
2	使用人数に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書	○					
		② 第4号	使用人数	○					
3	健康保険等の加入状況 ※従業員数に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書	○					
		② 第7号の3	健康保険等の加入状況	○					
4	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書	○					
		② 第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○					
5	定款に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書	○					
		②	定款(写し)	○	代表者が「本定款は現行定款に相違がない」旨の証明をしてください。				

提出時期	変更事項		繰込順	様式番号	提出書類等	備考	提出・提示の別	
							提出	提示
事実発生から2週間以内	1	ア	①	第22号の2	変更届出書		○	
			1	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書		○	
			2	第7号別紙1	常勤役員等の略歴書		○	
					①健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証のいずれか ②経営経験の確認書類(履歴事項全部証明書、確定申告書控え等) ③建設業の経営経験確認書類	詳細については22頁を参照		○
								○
		①	第22号の2	変更届出書		○		
		1	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書		○		
				(戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)			○	
		①	第22号の2	変更届出書		○		
		1	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		○		
	2	第7号別紙1	常勤役員等の略歴書		○			
	3	第7号別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		○			
	上記様式の提出とあわせて必要な提示・提出書類については、22頁を参照							
	①	第22号の2	変更届出書		○			
	1	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		○			
			(戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)			○		
	①	第22号の2	変更届出書		○			
	1	第8号	専任技術者証明書		○			
	2	第9号	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(原本を提示、写しを提出すること) 監理技術者資格証(原本を提示、写しを提出すること) 実務経験証明書 指導監督の実務経験証明書 卒業証明書(原本) 		△	△		
	第10号				△	△		
					△	△		
		①健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証のいずれか ②実務経験証明書に記載のある期間中、5件の「工事請負契約書」又は「注文書及び請書」等 ③実務経験期間中の在籍確認書類	証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。		○			
①	第22号の2	変更届出書		○				
1	第8号	専任技術者証明書		○				
		(戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)			○			
①	第22号の2	変更届出書		○				
②	第6号	誓約書		○				
1	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査		○				
		登記されていないことの証明書(注2)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	○				
		身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	○				
①	第7号の3	健康保険等の加入状況		○				
		【健康保険、厚生年金保険】直近の「領収書」(写し)又は「納入証明書」(写し)	1部提出、綴じ込まないこと	○				
		【雇用保険】直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」(控え)及び「領収済通知書」(写し)	1部提出、綴じ込まないこと	○				

提出時期	変更事項	繰込順	様式番号	提出書類等	備考	提出・提示の別	
						提出	提示
事実発生から30日以内	1 商号又は名称に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
				履歴事項証明書(法人のみ)	①と1を綴じないこと	○	
	2 既存の営業所の名称に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
				履歴事項証明書(法人のみ)		○	
	3 既存の営業所の所在地に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
				履歴事項証明書(法人のみ)		○	
				写真 (建物内部・外部、事務所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること	1部提出、綴じ込まないこと	○	
				事務所平面図	1部提出、綴じ込まないこと	○	
	4 資本金額(又は出資総額)に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
				履歴事項証明書(法人のみ)	①と1を綴じないこと	○	
	5 新たに役員となった者があるとき (顧問、相談役、5%以上の株主・出資者を除く)	①	第22号の2	変更届出書		○	
				② 第1号別紙1 役員等の一覧表		○	
				③ 第6号 誓約書		○	
				1 第12号 許可申請者の住所、生年月日等に係る調書		○	
				2 履歴事項証明書(法人のみ)		○	
	6 新たに顧問、相談役、5%以上の株主・出資者となった者があるとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
				② 第6号 誓約書		○	
				1 第12号 許可申請者の住所、生年月日等に係る調書		○	
	7 役員等の退任、氏名等に変更があったとき(顧問、相談役、5%以上の株主・出資者でなくなった者があるときを含む) ※新たに役員等となる者がいない場合	①	第22号の2	変更届出書		○	
				1 履歴事項証明書(法人のみ)		△	
				2 閉鎖事項証明書(役員等の閉鎖)		△	
	8 営業所を新設したとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
				② 第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○	
				③ 第6号 誓約書		○	
1 第8号 専任技術者証明書					○		
2 専任技術者の資格要件に係る書類				「3専任技術者の変更」を参照	○		
3 第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書					○		
4 履歴事項証明書(法人のみ)					○		
登記されていないことの証明書(注2)、(注4)				1部提出、綴じ込まないこと	○		
身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	○					
写真 (建物内部・外部、事務所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること			1部提出、綴じ込まないこと	○			
	事務所平面図		1部提出、綴じ込まないこと	○			

注1:健康保険証の写しは、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。

注2:成年被後見人及び被後見人に該当しない旨の登記事項証明書

注3:成年被後見人又は被後見人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書

注4:成年被後見人又は被後見人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。なお、この場合であっても、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。

その他提示・提出書類詳細

○ 提示(提出)必要 ● 資格要件によって必要

項目	提示・提出書類				提出・提示の別	
1 経営体制	現在の地位 (個人事業主は不要)	役員等	原本提出	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等	○	
		執行役員等 すべて	原本提示	<input type="checkbox"/> 組織図等		
				<input type="checkbox"/> 業務分掌規程等		
				<input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等		
	支配人	原本提出	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書			
	常勤性	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主においては国民健康保険等)等(注1)	○	
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)		
	経営経験 (注2)	区分に応じ	法人役員	原本提出(1部)	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等	○
令3条 使用人			右記いずれか	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示		
個人 事業主			原本提示	<input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分		
経営 経験		いずれか	原本提示	<input type="checkbox"/> 受付印のある決算変更届の副本5年分		
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 工事契約書類等 5年間につき各年度1件以上		
2 営業所の 専任技術者	常勤性	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主においては国民健康保険等)等(注1)	○	
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)		
	国家資格等	写しの添付(申請書・変更届) 原本提示	<input type="checkbox"/> 資格証明書	●		
	実務経験	すべて	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 工事契約書類等 5件(各年度1件まで) (注3)	●
				原本提示	<input type="checkbox"/> 工事経歴書(受付印のある変更届の副本)5年分 (注3)	
<input type="checkbox"/> 実務経験期間中の在籍確認書類の提示 (厚生年金保険「被保険者記録照会回答票」、雇用保険「資格取得届出確認照会回答書」等、 保険の加入履歴等の公的証明書の原本提示。 当該届出企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)						
3 健康保険等の加入状況 (適用除外の場合を除く)	健康保険・ 厚生年金保険	写しの提出	<input type="checkbox"/> 申請時の直前の「領収証書」又は「納入証明書」	○		
	雇用保険		<input type="checkbox"/> 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し	○		
4 営業所	実態	提出(1部)		<input type="checkbox"/> 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。	○	
				<input type="checkbox"/> 営業所平面図	○	

※なお、必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

(注1)「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。

(注2)執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。

(注3)証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分のみ。

1 2. 許可を受けた後の注意事項

(1) 標識の掲示（法第40条）

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場（発注者から直接工事を請け負った建設業者に限る。）ごとに、公衆の見やすい所に、次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(ア) 店舗に掲げる標識（全ての建設業者）

35cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許 可 番 号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
			省略	
			国土交通大臣 知事 許可()第 号	
	この店舗で営業 している建設業			
	40cm以上			

(イ) 建設工事の現場に掲げる標識（発注者から直接工事を請け負った建設業者に限る。）

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許 可 番 号	国土交通大臣 知事 許可()第 号		
	許 可 年 月 日			
		35cm以上		

- ※1 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- ※2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- ※3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- ※4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- ※5 店舗に掲げる標識の「許可を受けた建設業」及び「この店舗で営業している建設業」欄には許可を受けた建設業の業種、建設工事の現場に掲げる標識の「許可を受けた建設業」欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業の業種を記載すること。
- ※6 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

(2) 請負契約の締結 (法第19条)

建設工事の請負契約が成立した場合、その契約内容が不明確であると、後日契約内容に係る紛争が生ずる恐れが大きいことから、紛争が生じる余地がないよう請負契約書を作成しなければなりません。

請負契約書に記載すべき事項

- ① 工事の内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをすることは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをすることは、その支払いの時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延長若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し of 時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払い時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすることは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法
- ⑯ その他国土交通省令で定める事項

(3) 下請契約の締結の制限 (法第16条)

発注者から直接請け負った建設工事については、特定建設業の許可を受けた者でなければ下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる下請契約は締結できません。

(4) 一括下請負の禁止 (法第22条)

建設業者は、その請け負った工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。また、建設業を営む者は、建設業者からその建設業者の請け負った工事を一括して請け負ってはなりません。ただし、元請負人があらかじめ発注者から書面による承諾を得た場合を除きます。(平成20年11月28日以降に請け負った共同住宅を新築する建設工事を除く。)なお、公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の規定により、一括下請負は一切認められていません。

(5) 帳簿の備え付け (法第40条の3)

建設業者は、営業所ごとに、請け負った建設工事あるいは請け負わせた建設工事の契約内容やその状況等を記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければなりません。

(6) 廃業等の届出 (法第12条)

許可を受けた後、個人事業主が死亡、法人が消滅・解散、もしくは建設業を廃止した場合(認可申請した(する)場合を除く。)には、30日以内に廃業届(様式第22号の4)を所管の京都府土木事務所に提出してください。

(7) 経営事項審査 (法第27条の23)

国、地方公共団体等から直接工事を請け負う場合は、経営事項審査を受けなければなりません。経営事項審査結果通知の有効期間は、審査対象事業年度の決算日から1年7ヵ月間ですので、毎事業年度終了後、速やかに経営事項審査の申請を行い、事業年度終了から7ヶ月以内に結果通知を受け取る必要があります。詳しくは、別途公開している経営事項審査の手引きをご覧ください。

(8) 建設業法・その他法令の遵守

許可を受けた建設業者として、建設業法の諸規定並びにその業務に関する他の法令の諸規定を遵守するよう努めなければなりません。建設業法やその業務に関する他の法令に違反した場合、当該法令により罰せられるだけでなく、建設業法に基づき指示、営業の停止及び許可の取消処分等が行われる場合があります。

1 3. 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）及び相続に係る認可の手続き

※申請が見込まれる場合は、余裕をもって事前に土木事務所に御相談ください。

（1）概要

事業譲渡等（譲渡及び譲受け（※）・合併・分割）の場合、事前に関係者全員の連署により申請を行い、認可を受けることで、事業譲渡等の日に承継元の有している建設業の許可を承継先が承継できます。

また、相続の場合、相続人が被相続人（許可を受けている個人）の営んでいた建設業を引き続き営むときは、死亡後 30 日以内に申請を行い、認可を受けることで被相続人の有していた許可を相続人が承継できます。

※ 個人が親族等の後継者に事業譲渡する場合（いわゆる代替わり）、個人が設立した法人で引き続き事業を営む場合（いわゆる法人成り）を含みます。ただし、譲渡契約書がない等、必要書類が揃わない場合には申請できません。

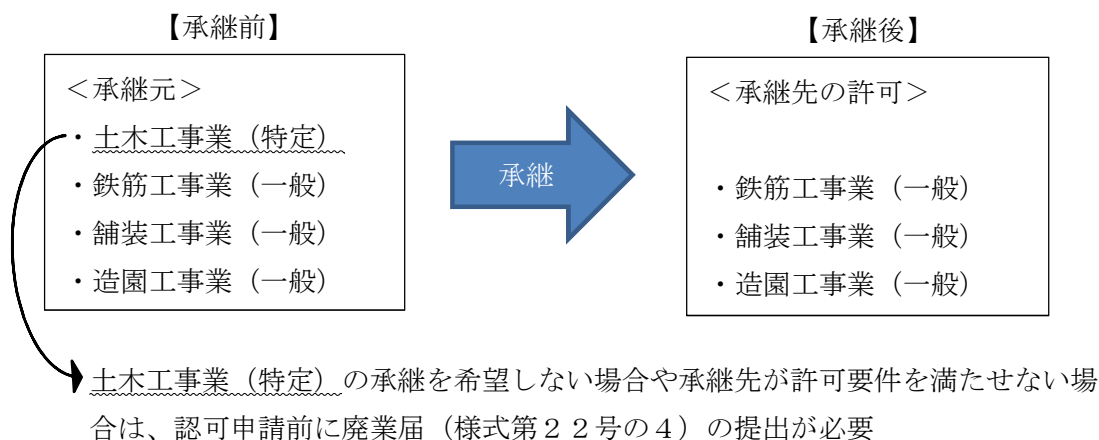
（2）注意事項

ア 承継する許可

この手続では、承継元が有している建設業の許可を全て承継することになります（承継する業種を選択することはできません。）。

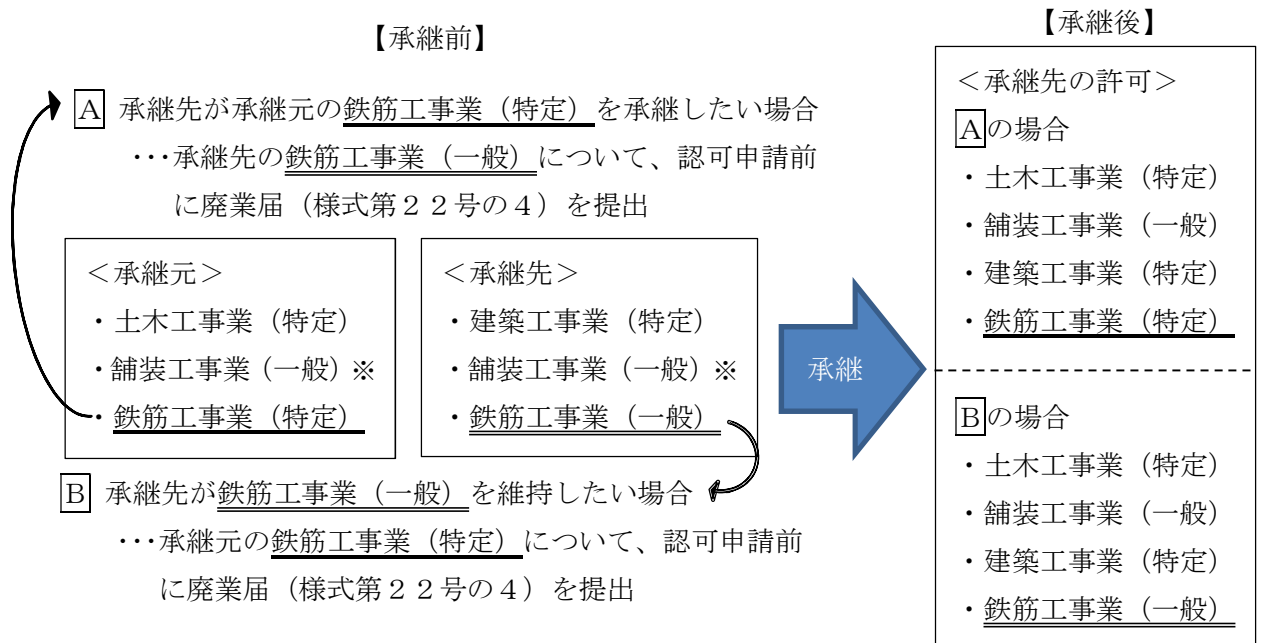
以下のケースでは、認可申請前の廃業手続が必要となりますので御注意ください。

- （a）承継を希望しない業種がある場合や承継先が許可要件を満たせない場合
…あらかじめ承継元において当該業種を廃業する必要があります。



(b) 承継元及び承継先が同一業種の許可を受けており、一般建設業と特定建設業の許可区分が異なる場合

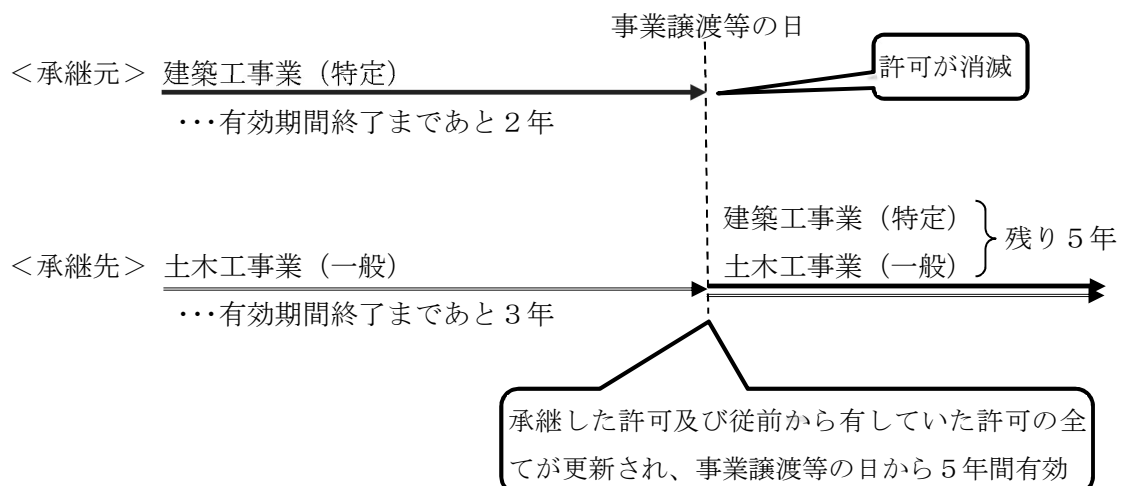
…承継元又は承継先において、当該業種の許可を廃業する必要があります。



※舗装工事業（一般）のように、承継元及び承継先が同一業種の許可を有していても、一般・特定の許可区分が同じである場合は、事前の廃業手続は不要です。

イ 許可の有効期間

承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、事業譲渡等の日に承継する許可及び承継先が受けていた許可の両方が全て更新されます（事業譲渡等の日から5年目の当該日に対応する日の前日をもって満了となります。）。



ウ 承継先の許可番号

原則、承継元の許可番号となります。

ただし、承継先が従前から京都府知事許可を受けている場合は、承継後、承継元又は承継先いずれの許可番号を使用するかを選択できます。引き続き使用する許可番号を認可申請書に記載してください。

エ 承継の対象

この認可手続では、承継先は承継元の「建設業者としての地位を承継する」こととなります。

具体的には、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つことをいいます。

このため、承継先は、承継元の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することになります。

一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った承継元そのものに対して刑罰を科すものですので、当該刑罰については、承継されません。

(4) 認可申請の手続き

ア 申請先

承継元が京都府知事許可業者であって、かつ、承継先が①②のいずれかの場合は、京都府が申請窓口となります。

①京都府知事許可を受けている場合

②どこからも建設業の許可を受けていない場合（承継先が合併、分割により新設される法人である場合を含む。）

上記以外は、国土交通省地方整備局又は他の都道府県許可部局が窓口となりますので、各申請窓口にお問い合わせください。

詳細は、以下を御確認ください。

		承継元						
		全ての建設業者が、			[合併・分割のみ] 法人数が2以上であり、うち許可を有している法人について、			
		大臣許可	知事許可		許可権者が異なる場合	知事許可		
			京都府	京都府以外		全て京都府	全て京都府以外の同一都道府県	
承継先	大臣許可	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	
	知事許可	京都府	大臣	京都府知事	大臣	大臣	京都府知事	大臣
		京都府以外	大臣	大臣	大臣(※)	大臣	大臣	大臣(※)
	許可なし	大臣	京都府知事	当該都道府県知事	大臣	京都府知事	当該都道府県知事	

※承継元及び承継先の全てが同一の都道府県知事許可である場合は、当該都道府県知事

京都府が申請先となる場合、承継先の主たる営業所所在地を管轄する京都府の各土木事務所に申請してください。

例) 京都土木事務所管内業者の許可を、主たる営業所所在地が乙訓土木事務所管内の者に承継させる場合、乙訓土木事務所に認可申請書類を提出。

詳細は、17頁の「8. 許可申請の手続き」を御確認ください。

イ 手数料

手数料は不要です。

ウ 提出期限

京都府が申請窓口となる場合、事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請については、事業承継等の日の3ヶ月前から30日前までに申請してください。

また、相続の認可申請については、被相続人の死亡後30日以内に申請してください。

なお、この提出期限を経過した場合、認可申請は受け付けられません。この場合、承継元又は被相続人に係る廃業日を記入した廃業届（様式第22号の4）を提出の上、承継先又は相続人が新規・業種追加等を行い許可を受ける必要があります（許可の空白期間が生じますので御注意ください）。

1.4. 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請に必要な書類

（1）必要部数

京都府知事許可を申請する場合の申請書の部数は、正本（1部）＋副本（1部＋認可申請書に連署した関係者数に応じた部数）です。（申請書以外の提出書類（各種証明書・営業所写真等）の提出部数は1部です。）

（2）必要書類一覧

必要な書類は次頁のとおりです。申請書等の法定書類以外にも、申請内容を確認するための書類が必要です。申請区分と法人・個人の別に沿って必要書類を揃えてください。

なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

また、申請の際は、「京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表」（123～125頁参照）に記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

詳細は、許可要件については8～15頁を、必要書類については22～30頁を御参照ください。

【譲渡及び譲受け・合併・分割】認可申請書類一覧

【提出書類】

○:必要書類 - :提出不要

承継先が建設業者(=建設業の許可を受けている者)である場合に、
 (▲:省略可能なもの(前提として決算報告等の提出すべき変更届が提出済みであること)、△:提出した書類から変更がなければ省略可能なもの、
 ▽:既に許可を有している業種については作成不要(前提として決算報告等の提出すべき変更届が提出済みであること))

▼:既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格要件に変更がない場合は省略可能。

※ 承継先の法人が、合併の場合は合併により、分割の場合は新設分割により新たに設立される法人であるときは、不要。
このうち、承継後、一定期間内に提出が必要な様式(別紙参照のこと)がありますので、御注意ください。

届出順	様式番号	書類の名称	譲渡及び譲受け		合併	分割	備考	提出部数	
			承継先が						
			法人	個人					
1	譲渡:第22号の5 合併:第22号の7 分割:第22号の8	認可申請書	○	○	○	○			
2	別紙1	役員等の一覧表	○	-	○	○	承継先に 係るもの が 必要		
3	別紙2	営業所一覧表	○	○	○	○		別紙の提示・提出書類必要	
3	別紙3	専任技術者一覧表	○	○	○	○			
4	第2号	工事経歴書	▽	▽	▽ ※	▽ ※		業種別に作成、実績なしでも添付	
5	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○ ※	○ ※			
6	第4号	使用人数	○	○	○	○			
7	第6号	誓約書	○	○	○	○			
8	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○		該当がない場合、「該当なし」と記入	
9	第15号	貸借対照表(法人用)	▲	-	▲ ※	▲ ※		申請時直前の決算期の財務諸表により、許可要件(「財産的基礎又は金銭的信用を有していること」)を確認します。	
10	第16号	損益計算書、完成工事原価報告書(法人用)	▲	-	▲ ※	▲ ※			
11	第17号	株主資本等変動計算書	▲	-	▲ ※	▲ ※			
12	第17号の2	注記表	▲	-	▲ ※	▲ ※			
13	第17号の3	附属明細表	▲	-	▲ ※	▲ ※		通常は必要なし(注1)	
14	第18号	貸借対照表(個人用)	-	▲	-	-		申請によっては確認書類等(残高を有する日が申請日以前1ヶ月以内のもの)が必要(注2)	
15	第19号	損益計算書(個人用)	-	▲	-	-			
16	第20号	営業の沿革	○	○	○ ※	○ ※			
17	第20号の2	所属建設業者団体	△	△	△ ※	△ ※		該当なしの場合も添付	
18	第20号の3	主要取引金融機関名	△	△	△	△			
19		定款(写し)(注3)	△	-	△	△		新規設立の場合、公証人の認証を添付	
【別冊綴り込み】									
1	第7号	① 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 ② 常勤役員等の略歴書 ③ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ④ 常勤役員等の略歴書 ⑤ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ⑥ 組織図	△	△	△	△	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要		
2	別紙		△	△	△	△			
1	第7号の2		△	△	△	△	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要		
2	別紙1		△	△	△	△			
	別紙2		△	△	△	△			
3	第8号		専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	・別紙の提示書類が必要 ・承継先が許可を有していない場合は、承継する業種に係る専任技術者について、記載すること(区分「1」:新規許可等)。 ・承継先が既に許可を有している場合は、認可により新たに許可を有することになる業種に係る専任技術者について、記載すること(区分「3」:専任技術者の追加)。	
4	技術者関係書類 資格要件により必要		資格証明書(写し)	▽	▽	▽	▽	原本提示(国家資格等による場合)	
			監理技術者資格者証(写し)	▽	▽	▽	▽	原本提示(国家資格等又は実務経験による場合)	
			卒業証明書	▽	▽	▽	▽	証明者別に作成	(国家資格等によらない場合)
			実務経験証明書	▽	▽	▽	▽	証明者別に作成(特定建設業)	
10	第10号	指導監督的実務経験証明書	▽	▽	▽	▽			
5	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○			
6	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	該当がない場合、「該当なし」と記入		
7	第14号	株主(出資者)調査	△	-	△	△			
8	第22号の6	誓約書	○	○	○	○			
9		履歴事項証明書	△	-	△ ※	△ ※	発行後3ヶ月以内のもの 個人の場合で、当該個人が未成年者でその法定代理人が法人の場合は、当該法人に係る履歴事項証明書が必要		
10		納税証明書(京都市の事業税)	▲	▲	▲ ※	▲ ※	新規設立の場合、京都府事業税の設立届(法人の設立届(電子で提出の場合は注7を参照)・個人の事業の開始届)の控え(写し)を添付		

正本:1部
+
副本:1部+関係者数

その他提出書類	書類の名称		譲渡及び譲受け		合併	分割	備考	提出部数
			承継先が					
			法人	個人				
	譲渡及び譲受けに関する契約書(写し)		○	○	—	—	・株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く。)が必要。 ・個人事業主が法人に成り代わる(法人成り)場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書が必要。	1部 ※写しと記載のもの以外は原本
	合併契約書(写し)及び合併比率説明書		—	—	○	—	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く。)が必要。	
	分割契約書(新設分割の場合においては、新設分割計画書)(写し)及び分割比率説明書		—	—	—	○	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く。)が必要。	
	合併又は分割の方法及び条件が記載された書類		—	—	○	○	・合併の場合、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)が記載されたもの。 ・分割の場合、吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件を記載されたもの。	
	いずれか	① 株主総会又は社員総会の決議録(写し)	○	—	○	○	・譲渡の場合、譲渡人又は譲受人が法人の場合に必要な ・①②については、被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出が必要。 ・簡易組織再編行為(事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。)に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する③の書類を提出すること。	
② 無限責任社員又は総社員の同意書(写し)								
③ 意思の決定を証する書類(写し)								
	登記されていないことの証明書(注4)、(注6)		○	○	○	○	承継先(法人においては役員全員(顧問、相談役、5%以上の株主・出資者を除く。))及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について必要	
	身分証明書(注5)、(注6)		○	○	○	○		

その他提示・提出書類は次頁以降に続く

その他提示・提出書類

○：提示(提出)必要

★：提示必要。

ただし、承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由により、認可申請時に提示できない場合は、承継後提出が必要な書類を提出する際に、提示してください。

△：承継先が建設業者(＝建設業の許可を受けている者)である場合に、提出した書類から変更がなければ省略可能なもの

▼：既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格要件に変更がない場合は省略可能。

項目	提示・提出書類				必要の可否
1 経営体制	(個人事業主は不要) 現在の地位	役員等	原本提出	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等	△
		執行役員等 すべて	原本提示	<input type="checkbox"/> 組織図等	
				<input type="checkbox"/> 業務分掌規程等	
				<input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等	
	支配人	原本提出	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書		
	常勤性	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等(注8) (個人事業主においては国民健康保険等)	★
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証	
			原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」	
			原本提示	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	
	経営経験(注9)	区分に応じ	法人役員	原本提出(1部)	△
令3条使用人			右記いずれか		
経営経験		いずれか	個人事業主	原本提示	△
			原本提示	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等	
2 営業所の専任技術者	常勤性	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等(注8)(個人事業主においては国民健康保険等)	★
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証	
			原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」	
			原本提示	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	
	国家資格等	写しの添付(申請書・変更届) 原本提示	<input type="checkbox"/> 資格証明書、監理技術者資格者証	▼	
	実務経験 (監理技術者資格証による場合を除く。)	すべて	写しの提示		<input type="checkbox"/> 工事関係書類等 5件(各年度1件まで)(注10)
			原本提示		<input type="checkbox"/> 工事経歴書(受付印のある決算変更届の副本) 5年分(注10)
			<input type="checkbox"/> 実務経験期間中の在籍確認書類の提示 (厚生年金保険「被保険者記録照会回答票」、雇用保険「資格取得届出確認照会回答書」等、保険の加入履歴等の公的証明書の原本提示。 当該申請企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注8)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)		
	3 営業所	実態	提出(1部)	<input type="checkbox"/> 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※写真台紙に、自己所有又は賃貸借等の別を選択すること。 <input type="checkbox"/> 事業所平面図	○

※なお、必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

(注1) 資本金が1億円を超え、または貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ必要。

(注2) 承継後、承継先が

- ・一般建設業の許可を有する場合、預金残高証明書等が必要(証明金額は500万円以上)
- ・ただし、承継先が認可直前の過去5年間で許可を受けて継続して営業した実績がある場合は不要。
- ・特定建設業の許可を有することになる場合、財務要件は申請直前の財務諸表により別途審査。

(注3) 定款の写しの空欄に次のとおり記入する。

本定款は現行定款に相違ありません。 令和 年 月 日 会社名 代表者名
--

(注4) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。発行後3ヶ月以内のもの。

(窓口請求は京都地方法務局、郵送での請求は東京法務局)

(注5) 成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書。

発行後3ヶ月以内のもの。外国籍の方は不要。

(本籍地の市区町村で請求)

(注6) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、

建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。

なお、この場合であっても、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。

(注7) eLTAX(地方税ホ-タルシステム)の「受付状況の照会結果」画面を印刷したものを添付。当該印刷したもので申請・届出者の明示がない場合は、

併せて「同意書」(所定の様式あり)をご提出ください(土木事務所から法人事業税所管課へ提出の有無の確認を行います。)

(注8) 「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示してください。

(注9) 執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。

(注10) 証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。

※ 必要書類の内記載内容が無いような場合、「該当なし」と記入する。

(3) 認可後に提出・提示が必要な書類

認可後、許可を承継した承継人は、以下の書類を提出する必要があります。

期間内に提出を行わなかった場合、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当しますのでご注意ください。

【提出書類】

提出が必要な者	提出期限	様式番号	書類の名称	備考	提出部数
・譲渡により許可を承継した者 ・合併により許可を承継した法人(合併により新設された法人を除く。) ・分割により許可を承継した法人(新設分割により設立された法人を除く。)	承継の日から2週間以内	第7号の3	健康保険等の加入状況	詳細は、26頁を参照ください。 ○健康保険・厚生年金保険(次の(ア)～(ウ)のいずれか)	3部(正本1部+副本2部)
				(ア)直近の保険料納入にかかる「領収証書」 (イ)直近の保険料納入にかかる「納入証明書」 (ウ)新規加入の場合、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」	
○雇用保険((ア)～(ウ)のいずれか)	(ア)直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」 (イ)新規加入の場合、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」				
(ウ)営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」					
・合併により新設され、許可を承継した法人 ・新設分割により設立され、許可を承継した法人	承継の日から30日以内	履歴事項証明書		発行後3ヶ月以内のもの	
		第20号	営業の沿革		
		第20号の2	所属建設業者団体	該当無しの場合も提出が必要	

【提示書類】

提示が必要な者	提示期限	内容		提示書類	
その他提示・提出書類のうち、★に該当することにより、認可申請時に提示していない者	承継の日から2週間以内	常勤性の確認 ・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号又は第7号の2で証明した者) ・営業所の専任技術者	詳細は、22～26頁を参照ください。	写し いずれか	① 健康保険証等(※) ② 雇用保険被保険者証
					① 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 ② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)

※「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示すること。

1 5．相続の認可申請に必要な書類

(1) 必要部数

京都府知事許可を申請する場合の申請書の部数は、正本（1部）＋ 副本（2部）です。（申請書以外の提出書類（各種証明書・営業所写真等）の提出部数は1部です。）

(2) 必要書類一覧

申請書類は次頁のとおりです。申請書等の法定書類以外に、申請内容を確認するための書類が必要です。また、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めています。

申請の際は、「京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表」（123～125頁参照）に記入の上、申請書類と一緒に提出してください。

詳細は、許可要件については8～15頁を、必要書類については22～30頁を御参照ください。

【相続】認可申請書類一覧

【提出書類】

○: 必要書類

●: 相続人が建設業者である場合に、提出を省略できるもの(前提として決算変更届等の提出すべき書類が提出済みであること)

△: 相続人が建設業者である場合に、既に提出したもので変更がない場合に省略可能

□: 被相続人が生前に有していた許可において申請人が専任技術者となっており、資格要件に変更がない場合は省略可能。

※場合により、認可後、一定期間内に提出が必要な様式がありますので、御注意ください。

繰込順	様式番号	書類の名称	提出の可否	備考	提出部数	
1	第22号の10	相続認可申請書	○			
2	別紙1	営業所一覧表	○	別紙の提示・提出書類必要		
3	別紙2	専任技術者一覧表	○			
4	第2号	工事経歴書	●	業種別に作成、実績なしでも添付		
5	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	●			
6	第4号	使用人数	○			
7	第6号	誓約書	○			
8	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	該当がない場合、「該当なし」と記入		
9	第18号	貸借対照表(個人用)	●	申請によっては残高証明書等(残高を有する日が申請日以前1ヶ月以内のもの)が必要(注1)		
10	第19号	損益計算書(個人用)	●			
11	第20号	営業の沿革	○			
12	第20号の2	所属建設業者団体	△	該当なしの場合も添付		
13	第20号の4	主要取引金融機関名	△			
【別冊繰り込み】						
1	第7号	① 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	△	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要	3部 (正本1部+副本2部)	
2	別紙	① 常勤役員等の略歴書	△			
1	第7号の2	② のいずれか 常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	△	証明者別に作成、別紙の提示・提出書類必要		
2	別紙1	② 常勤役員等の略歴書	△			
2	別紙2	② 常勤役員等を直接補佐する者の略歴書	△			
3	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	別紙の提示書類必要 ・相続人が許可を有していない場合は、相続する業種に係る専任技術者について、記載すること。(区分「1」:新規許可等)。 ・相続人が既に許可を有している場合は、認可により新たに許可を有することになる業種につきある専任技術者について、記載すること(区分「3」:専任技術者の追加)。		
4	第9号 第10号	技術者関係書類 資格要件により必要	資格証明書(写し)	□		原本提示(国家資格等による場合)
			監理技術者資格者証(写し)	□		原本提示(国家資格等又は実務経験による場合)
			卒業証明書	□		(国家資格等によらない場合)
			実務経験証明書	□		
指導監督の実務経験証明書	□	証明者別に作成(特定建設業)				
5	第22号の11	誓約書	○	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関して、認可申請時点において、当該書類を提出していない場合には、各法令で定める期間内に、適用事業所等について届書を提出することを誓約する書面。		
6	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	△			
7	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	該当がない場合、「該当なし」と記入		
8		登記事項証明書	△	支配人登記されている場合		
9		納税証明書(京都府の個人事業税)	●	相続人が許可を有していない場合、事業の開始届の控え(写し)を添付。		
【その他提出書類】						
		申請人と被相続人との続柄を証する書類	○	戸籍謄本等	1部 (原本)	
		当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書	○	同意の旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所・氏名を記載、押印し提出すること。		
		登記されていないことの証明書(注2)、(注4)	○	認可申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について必要		
		身分証明書(注3)、(注4)	○			

その他提示・提出書類は次頁以降に続く

その他提示・提出書類詳細

○:必要書類

△:相続人が建設業者である場合に、変更がなければ省略可能なもの

□:被相続人が生前に有していた許可において申請人が専任技術者となっており、資格要件に変更がない場合は省略可能。

★:証明書に記載のある者で、認可されるまで他社に在籍している等の理由により、認可申請時に提示ができない場合、認可後に提示が必要です。

項目	提示・提出書類				必要の可否	
1 経営体制	現在の地位 (個人事業主は不要)	支配人	原本提示	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書	△	
	常勤性	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険証等(注6)	★	
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)		
	経営経験 (注5)	区分に応じ	法人役員	原本提出(1部)	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等	△
			令3条 使用人	右記いずれか	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の 原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の 原本提示	
		個人 事業主	原本提示	<input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分		
		経営 経験	い ず れ か	原本提示	<input type="checkbox"/> 受付印のある決算変更届の副本5年分	
	写しの提示			<input type="checkbox"/> 工事契約書類等5年間につき各年度1件以上		
2 営業所の 専任技術者	常勤性	い ず れ か	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険証等(注6)	★	
			写しの提示	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」		
			原本提示	<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)		
	国家資格等		写しの添付(申請書・変更届) 原本提示	<input type="checkbox"/> 資格証明書		
	実務経験	す べ て	い ず れ か	写しの提示	<input type="checkbox"/> 工事契約書類等5件(各年度1件まで)(注7)	□
				原本提示	<input type="checkbox"/> 工事経歴書(受付印のある変更届の副本)5年分(注7)	
				<input type="checkbox"/> 実務経験期間中の在籍確認書類の提示 (厚生年金保険「被保険者記録照会回答票」、雇用保険「資格取得届出確認照会回答書」等、 保険の加入履歴等の公的証明書の原本提示。 当該届出企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注6)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)		
3 営業所	実態	提出(1部)		<input type="checkbox"/> 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。	○	
				<input type="checkbox"/> 営業所平面図		

※必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

(注1)申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有しない場合は必要。証明金額は500万円以上、特定建設業の財務要件は別途審査。

(注2)成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。発行後3ヶ月以内のもの。(窓口請求は京都地方法務局、郵送での請求は東京法務局)

(注3)成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書。

発行後3ヶ月以内のもの。外国籍の方は不要。(本籍地の市区町村で請求)

(注4)成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、

建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。

なお、この場合であっても、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。

(注5)執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。

(注6)「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。

(注7)証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分のみ。

※ 必要書類の内で記載内容が無いような場合、「該当なし」と記入する。

(3) 認可後に提出・提示が必要な書類

認可後、許可を承継した相続人は、以下の書類を提出・提示する必要があります。

期間内に提出を行わなかった場合、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当しますので御注意ください。

【提出書類】

提出が必要な者	提出期限	様式番号	書類の名称	備考	提出部数
相続人	承継の日から2週間以内	第7号の3	健康保険等の加入状況	<p>詳細は、26頁を参照ください。</p> <p>○健康保険・厚生年金保険(次の(ア)～(ウ)のいずれか)</p> <p>(ア)直近の保険料納入にかかる「領収証書」</p> <p>(イ)直近の保険料納入にかかる「納入証明書」</p> <p>(ウ)新規加入の場合、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」</p> <p>○雇用保険((ア)～(ウ)のいずれか)</p> <p>(ア)直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」</p> <p>(イ)新規加入の場合、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」</p> <p>(ウ)営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」</p>	3部 (正本1部+副本2部)

【提示書類】

提示が必要な者	提出期限	内容		提示書類	
その他提示・提出書類のうち、★に該当することにより、認可申請時に提示していない者	承継の日から2週間以内	常勤性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号又は第7号の2で証明した者) ・営業所の専任技術者 	いずれか	<p>詳細は、22～26頁を参照ください。</p> <p>写し</p> <p>① 健康保険証等(※)</p> <p>② 雇用保険被保険者証</p> <p>-----</p> <p>原本</p> <p>① 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」</p> <p>② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)</p>

※ 「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示すること。

16. 許可申請書・届出書類の作成と記入例

(1) 【様式第1号】建設業許可申請書

様式第1号(第二各回(注))

(用紙A4)

各種申請書類への押印は不要
(行政書士による職印を除く)

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

行政書士による代理申請の場合のみ記名が必要

令和2年10月1日

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は、所在地を二段書き
(例) (登記上)～
(事実上)～

申請代理人 京都市左京区賀茂今井町10-4
行政書士 平安 一郎

地方整備局長
北海道開発局長
京都府知事 殿

申請者 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	項番 3	行政庁記入欄には記入しない	10	法人の場合は代表者、 個人の場合はその本人
許可番号	01		国土交通大臣 知事	号	
申請の区分	02		(1.新規 4.業種追加 7.般・特新規+更新 2.許可換え新規 5.更新 8.業種追加+更新 3.般・特新規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新)		許可の有効期間の調整 4 (1.する 2.しない)
申請年月日	03				今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可を更新する場合は「1」を、それ以外は「2」を記入

許可を受けようとする建設業	04	2112	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
申請時において既に許可を受けている建設業	05	2112		(1.一般 2.特定)
商号又は名称のフリガナ	06	キ ヨ ウ ト フ ケ ン セ ツ		一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入
商号又は名称	07	(株) 京 都 府 建 設		濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	キ ヨ ウ ト タ ロ ウ		登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。「丁目」、「番」及び「号」については、「-」(ハイフン)を用いて記入。
代表者又は個人の氏名	09	京 都 太 郎		姓と名の間は1文字あける
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	26102	都道府県名 京都市 市区町村名 京都市上京区	
主たる営業所の所在地	11	3 下 立 売 通 新 町 西 入 藪 ノ 内 町 3 一 5		市区町村コード表(137頁)を参照
郵便番号	12	602-8570	電話番号	075-414-5222

法人又は個人の別	13	1	(1.法人 2.個人)	資本金額又は出資総額 4 5 10 50000 (千円)	法人番号 13 15 20 25 2000020260002
兼業の有無	14	1	(1.有 2.無)	建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業	国税庁から通知された13桁の番号を記入する

許可換えの区分	15		(1.大臣許可→知事許可 2.知事許可→大臣許可 3.知事許可→他)
旧許可番号	16		大臣コード 知事 国土交通大臣 許可(般特)第 5 10 号 令和 年 月 日

連絡先	京都市左京区賀茂今井町10-4 行政書士 平安 一郎	職印
所属等	営業第一課 氏名 京都 花子	電話番号 075-414-5222

カラム欄に記入する字体について
法人の場合は、商号・代表者名は登記簿謄本により、個人の場合は住民票による

代理・代行申請を問わず、行政書士が書類を作成する場合は、記名押印が必要。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 □0□2「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 □0□4「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 □0□5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、□0□4「許可を受けようとする建設業」の欄及び□0□5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 □0□6「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 □0□7「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設
B建設(有) □

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 10 □0□8「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 □0□9「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合

はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

- 12 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 13 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。

- 14 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

- 15 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 16 「許可換えの区分」の欄並びに 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「大臣

「旧許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の知事

分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13□のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

(4) 【〔様式第1号〕別紙2(2)】営業所一覧表(更新)

別紙二(2)

(用紙A4)

営業所一覧表(更新)

営業所の名称		所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た 所 る	本店	京都府京都市上京区 下立売通新町西入藪ノ内町3-5 (〒602-8570・075-414-5222)	土、と、ほ、 園、水	建、大、屋、 管、内
	京田辺営業所	京都府京田辺市田辺明田1 (〒610-0331・0774-62-0047)		建、管
従 た る 営 業 所				

主たる営業所の所在地が、登記上と事実上で異なる場合は2段書きにする

記載要領

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、(様式第1号)許可申請書 記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

(5) 【〔様式第1号〕別紙4、〔第22号の5、第22号の7、第22号の8〕別紙3、〔第22号の10〕別紙2】専任技術者一覧表

別紙四（別紙三、別紙二）

専任技術者一覧表

令和 2 年 10 月 1 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	キョウト 知ウ 京都 太郎	土-9、と-9、	13
		ほ-9、水-9 園-9	33
本店	ホケニ ジロウ 乙訓 二郎	建-7、大-7、	38
		屋-7、内-7 管-7	30
京田辺営業所	タハベ サブウロウ 田辺 三郎	建-4	02
		管-7	30

「建設業許可申請書別紙 営業所一覧」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所別に分けて記入

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

(6) 【様式第2号】工事経歴書

建設業の種類ごとに作成

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

共同企業体(JV)として
行った工事には「JV」と記入

該当するものにマルをする

工事経歴書

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記入

(建設工事の種類) 造園工事 (税込・税抜)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載)		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月	
京都府	元請		〇〇公園施設整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇		レ	45,000千円	千円	平成26年 5月	平成26年 9月
〇〇市	元請		〇〇公園整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		9,000千円	千円	平成26年 3月	平成26年 5月
〇〇市	元請		〇〇公園整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		8,000千円	千円	平成26年 6月	平成26年 7月
A	元請		A邸植栽工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		5,000千円	千円	平成27年 1月	平成27年 2月
〇〇土木(株)	下請		B邸植栽工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		6,000千円	千円	平成26年10月	平成26年11月
(株)〇〇建設	下請		〇〇公園整備工事	京都府〇〇市	〇〇〇〇	レ		(4,000) 10,000千円	千円	平成27年 2月	平成27年 6月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

「注文者」、「工事名」の記入については、記載内容により個人の氏名が特定されることのないように注意。

(例) ○ 注文者「A」、工事名「A邸植栽工事」
× 注文者「〇〇(個人名)」、工事名「〇〇邸植栽工事」

進行基準適用工事は、「請負代金の額」の欄に、進行基準を適用した当期分の完成工事高を()書きで記入すること

上段：進行基準を適用した当期分の完成工事高を()書き
下段：請負代金の総額

※小計、合計欄には当期分の完成工事高のみを加算すること。

(主な未成工事)								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
(株)〇〇工業	下請		〇〇地区植栽工事	京都府〇〇市				7,000千円	千円	平成26年 3月	平成26年 5月

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入

小計	6 件	77,000千円	千円	うち 元請工事 67,000千円	千円
----	-----	----------	----	---------------------	----

合計	10 件	85,000千円	千円	うち 元請工事 67,000千円	千円
----	------	----------	----	---------------------	----

「小計」、「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記入

工事経歴書(第2号様式)の記載方法

【経営事項審査を申請する場合】(記載フローは次頁参照)

① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

注1 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載

注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

注1 500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件まで記載

注2 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

【経営事項審査を申請しない場合】

① 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件まで記載

② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

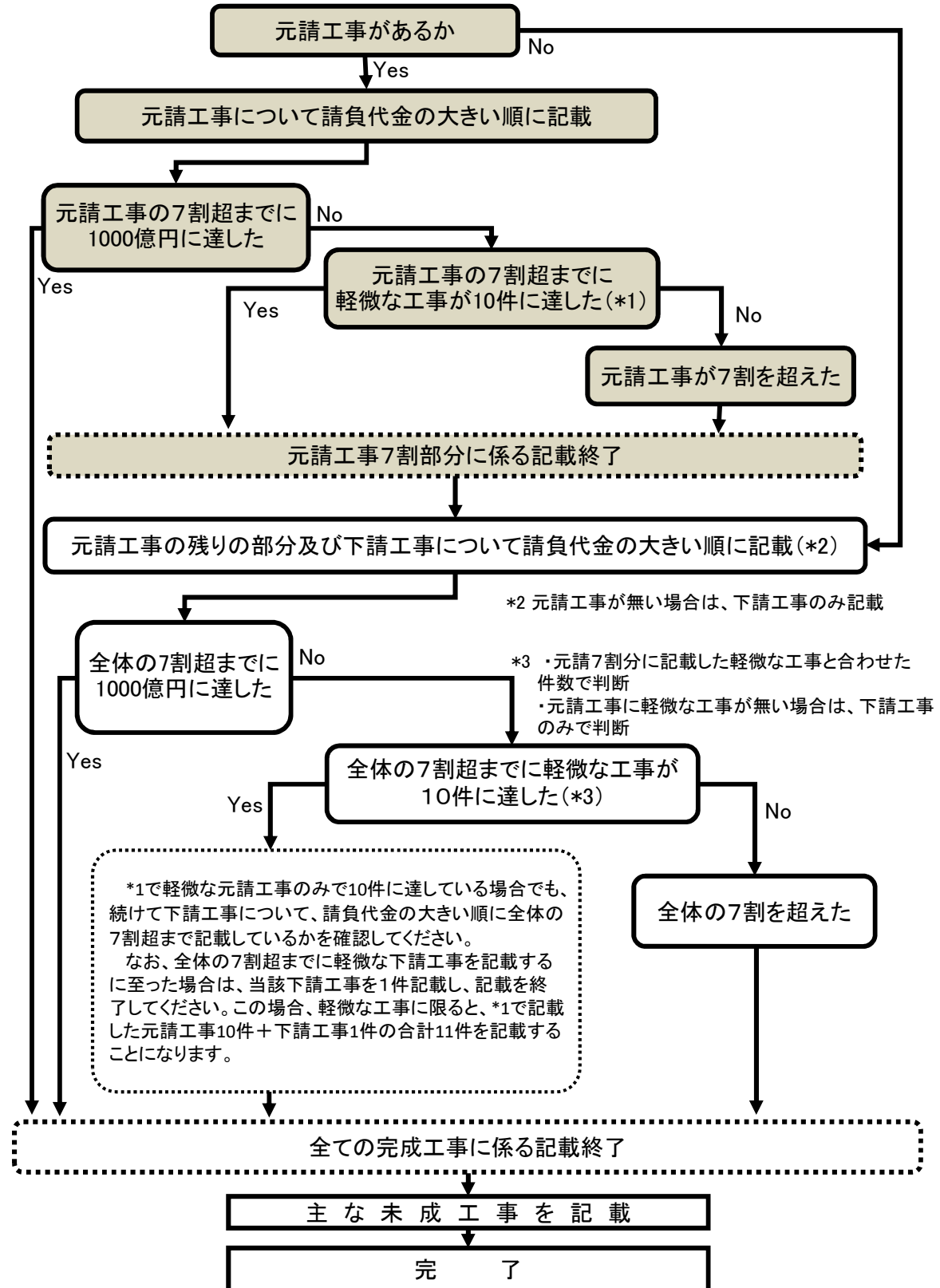
(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

参考 2

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



(7) 【様式第3号】直前3年の各事業年度における工事施工金額

新規申請の場合は、許可を受けようとする建設業の種類について記入。
 業種追加の場合は、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業の種類について記入。
 決算変更届の場合は、既に許可を受けている建設業の種類について記入。

該当するものにマルをする (用紙A4)

この表に記載する工事施工金額 (税込・税抜) 単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の		合計
			土木一式工事	建築一式工事	大工工事	水道施設工事	税抜	
第37期 令和元年1月1日から 令和元年12月31日まで	元請	公共	150,000	0	0	15,000	0	150,000
		民間	0	50,000	10,000	0	0	100,000
	下請		0	0	500	10,000	0	150,000
	計		150,000	50,000	15,000	25,000	0	400,000
第38期 令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	元請	公共	100,000	0	0	0	0	200,000
		民間	50,000	70,000	10,000	0	0	150,000
	下請		0	0	20,000	20,000	0	100,000
	計		150,000	70,000	30,000	20,000	0	450,000
第39期 令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	元請	公共	200,000	0	0	15,000	0	300,000
		民間	0	50,000	500	0	0	100,000
	下請		0	0	15,000	15,000	0	100,000
	計		200,000	50,000	20,000	30,000	0	500,000
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
計								
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
計								
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
計								

直前3年分について記載

複数枚に記入する場合は、最終ページに記入

損益計算書の完成工事高と一致すること

許可を受けようとする建設業、許可を受けている建設業が4を超える場合は、複数枚にわたり記入

省略

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

(8) 【様式第4号】使用人数

様式第四号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

令和 2 年 10 月 1 日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	8人	4人	3人	15人
京田辺営業所	3人	1人	1人	5人
	専任技術者の要件を満たす技術者の数を記入	専任技術者の要件を満たさない技術者の数を記入		
合計	11人	5人	4人	20人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(9) 【様式第6号】誓約書

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、
~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 2 年 10 月 1 日

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設
代表取締役 京都 太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

京都府知事 殿

法人の場合は代表者、
個人の場合はその本人

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、
「~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~」
「地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については不要なものを消すこと

(10) 【様式第7号】常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

様式第七号（第三条関係）

(用紙A4)
00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ ⁽¹⁾ ~~(2)~~ ~~(3)~~ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等
経験年数
証明者と被証明者との関係
備考

取締役
平成20年4月 から 平成30年10月 まで 満 10年6月
元役員

経營業務の管理責任者としての経験を有した期間を記入。
年数は片落として数える。

建設業法施行規則第7条第1号イ
(1)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
(2)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験を有する者
(3)建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者、個人の事業主等

令和 2 年 10 月 1 日

京都府綾部市川糸町丁畠10-2
株式会社 綾部建築
証明者 代表取締役 綾部 五郎

(2) 下記の者は、許可申請者 ^{の常勤の役員} ~~本人~~ ^{の支配人} で第7条第1号イ ⁽¹⁾ ~~(2)~~ ~~(3)~~ に該当する者であることに相違ありません。

令和 2 年 10 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
申請者 株式会社 京都府建設
届出者 代表取締役 京都 太郎

申請又は届分の区分 項番 3
1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

「許可番号」の欄は、空位のカラムには「0」を記入。
「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。

大臣コード 項番17で2又は3を選択した者のみ記入する
許 可 番 号 1 8 2 6 ~~国土交通大臣~~ 許可 (一般特) 第 5 0 9 9 9 9 9 号
京都府知事
許 可 年 月 日 11 13 15
令和 0 1 年 0 5 月 2 0 日

記

濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 3 キ ヨ
姓と名の間は1文字あける
氏 名 2 0 3 京 都 5 太 郎 10
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 13 14 16 18
S 4 0 年 0 7 月 0 7 日
住 所 京都市左京区賀茂今井町10-4
現住所を記入

◎【変 更 前】

経營業務の管理責任者を変更する場合は記入

氏 名 2 1 3 5 10
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 13 14 16 18
年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「
(1) 「の常勤の役員 「地方整備局長 「申請者 「国土交通大臣 「般
(2) 本 人 北海道開発局長 届出者」 知事」 及び 特」
(3) 」、の支配人 」、 知事」、
については、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 1 7 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 1 8 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣・知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 1 9 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 9 2 0及び2 1 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

(11) 【様式第7号別紙】常勤役員等の略歴書

別紙

(用紙A4)

申請時における職名を記入。
(例)法人:代表取締役、取締役
個人:事業主

常勤役員等の略歴書

現 住 所	京都府京都市左京区賀茂今井町10-4		
氏 名	京都 太郎	生 年 月 日	昭和 40 年 7 月 7 日生
職 名	代表取締役		
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
職 歴	自 S59年4月1日 至 H2年3月31日	有限会社京都府工業 工事部勤務	
	自 H2年4月1日 至 H15年3月31日	株式会社綾部建築 入社 本店技術課勤務	
	自 H15年4月1日 至 H20年3月31日	同社	技術課長就任
	自 H20年4月1日 至 H30年10月31日	同社	取締役就任
	自 H30年11月1日 至 年 月 日	株式会社京都府建設 入社 代表取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏 名 京都 太郎	

現在に至るまでの職歴を記入。
特に、建設業に関するものは全て記入。

建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(12) 【様式第7号の2】 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

(用紙A4)

様式第七号の二 (第三条関係)

00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口(1)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成27年4月から 令和2年9月まで 満5年5月
証明者と被証明者との関係 役員

第7条第1号口(1)、(2)に掲げる経験を有した期間を記入。年数は片落として数える。

建設業法施行規則第7条第1号口 (1)建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者 (2)5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者、個人の事業主等

令和2年10月1日

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号 株式会社 京都府建設 証明者 代表取締役 京都 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で第7条第1号口(1)に該当する者であることに相違ありません。

令和2年10月1日

地方整備局長 北海道開発局長 京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号 申請者 株式会社 京都府建設 届出者 代表取締役 京都 太郎

申請又は届出の区分 項番 173 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日 項番17で2又は3を選択した者のみ記入する

「許可番号」の欄は、空位のコラムには「0」を記入。「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。

許可番号 1826 国土交通大臣 京都府知事 許可(一般) 第0999999号 許可年月日 令和01年05月20日

Form containing personal information: 氏名のフリガナ (フク), 氏名 (福知山子), 住所 (京都府京都市左京区下鴨半木町1番5), 生年月日 (S50年12月25日).

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 (1) の証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「(1) 「の常勤の役員 「地方整備局長
(2) 本人 北海道開発局長
(3) 」、 の支配人 」、 知事」、
「申請者 「国土交通大臣 「般
及び
届出者」 知事」 特」
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 1 7 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2) の「変更の年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3) の「変更の年月日」の欄は、10により2 2の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 1 8 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、2 3 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該2 3の直前の2 2、2 7又は3 1「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。「許可番号」の欄の「大臣・知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 1 9、2 4、2 8及び3 2「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 9 2 0、2 1、2 5、2 6、2 9、3 0、3 3及び3 4「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10 2 2、2 7及び3 1「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

(第二面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

直接に補佐する者は、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験をそれぞれ5年有していれば、1人でも兼務可能(業務経験期間は、重複していてもよい)。

令和 2 年 10 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
申請者 株式会社 京都府建設
届出者 代表取締役 京都 太郎

役職名等 会計部長
経験年数 平成24年 10月 から 令和2年 9月まで 満 7年 11月
証明者と被証明者との関係 社員
備考

財務管理の業務経験を有した期間を記入。
年数は片落として数える。

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

「許可番号」の欄は、空位のコラムには「0」を記入。
「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。

大臣コード 項番22で2又は3を選択した者のみ記入する
許可番号 2 3 2 6 ~~国土交通大臣~~ 京都府知事 許可(特-01) 第 0 9 9 9 9 9 号
許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 2 0 日

濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 マ イ 姓と名の間は1文字あける
氏名 2 5 舞 3 鶴 5 子 10
住所 京都府京都市上京区河原町通広小路 upper 梶井町465 現住所を記入
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 13 14 5 4 年 16 18 0 5 月 18 0 5 日

◎【変更前】

氏名 2 6 3 5 10
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 年 16 18 月 18 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

直接に補佐する者は、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験をそれぞれ5年有していれば、1人でも兼務可能(業務経験期間は、重複していてもよい)。

令和 2 年 10 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

申請者 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設
届出者 代表取締役 京都 太郎

役職名等 企画業務部長

経験年数 平成24年 10月 から 令和2年 9月まで 満 7年 11月

業務運営の業務経験を有した期間を記入。
年数は片落として数える。

証明者と被証明者との関係 社員

備考

申請又は届出の区分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

「許可番号」の欄は、空位のコラムには「0」を記入。
「許可年月日」は、許可を複数受けている場合は、そのうち最も古いものを記入する。

大臣コード 項番31で2又は3を選択した者のみ記入する
許可番号 2 3 2 6 ~~国土交通大臣~~ 京都府知事 許可(一般-01)第 0 9 9 9 9 9 号

許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 2 0 日

濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 3 2 マ イ 姓と名の間は1文字あける

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 3 3 舞 鶴代 生年月日 S 13 14 5 6 年 16 0 5 月 18 0 5 日

住所 京都府京都市上京区河原町通広小路³上る梶井町465 ⁵ ¹⁰ 現住所を記入

◎【変更前】

氏名 3 4 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(13) 【様式第7号の2別紙1】常勤役員等の略歴書

別紙一

(用紙A4)

申請時における職名を記入。
 (例) 法人:代表取締役、取締役
 個人:事業主

常勤役員等の略歴書

現 住 所	京都府京都市左京区下鴨半木町1番5		
氏 名	福知 山子	生 年 月 日	昭和 50 年 12 月 25 日生
職 名	取締役		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 平成10年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	株式会社京都府建設 入社 企画部勤務	
	自 平成27年 4月 1日 至 年 月 日	同社 取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏 名 福知 山子	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(14) 【様式第7号の2別紙2】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

別紙二

(用紙A4)

申請時における職名を記入。
(例)総務部長

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

直接に補佐する者が複数いる場合、全員提出。

現 住 所	京都府京都市上京区河原町通広小路の梶井町465		
氏 名	舞 鶴美	生 年 月 日	昭和 55 年 5 月 5 日生
職 名	総務部長		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 平成12年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日	株式会社京都府建設 入社 総務部勤務	
	自 平成24年 10月 1日 至 年 月 日	同社 総務部長就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏 名 舞 鶴美	

現在に至るまでの職歴を記入。
特に、建設業に関するものは全て記入。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(15) 【様式第7号の3】健康保険等の加入状況

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

令和 2 年 10 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立充通新町西入藪ノ内町3番地5
申請者 株式会社 京都府土木
届出者 代表取締役 京都 太郎

許可年月日
許 可 番 号 ~~国土交通大臣~~ 許可(一般 - 1) 第 99999 号 令和 元 年 11 月 1 日
京都府知事

新規・許可換え新規申請の場合、許可番号及び許可年月日は空欄

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	(15人 3人)	1	1	1	健康保険 ○○○ ○○○	厚生年金保険 ○○○ ○○○
京田辺営業所	(5人 0人)				健康保険 本店一括	厚生年金保険 本店一括
	(人)				健康保険	厚生年金保険
	(人)				雇用保険	雇用保険
	(人)				健康保険	厚生年金保険
	(人)				雇用保険	雇用保険
合計	(20人 3人)					

加入している場合は「1」
適用除外の場合は「2」
一括適用等の承認に係る営業所の場合は「3」
を記入。

役員、個人事業主を含めた人数を記入。
()内は、役員、個人事業主の人数を記入。

健康保険・厚生年金保険は事業所整理番号及び事業所番号、雇用保険は労働保険番号を記入

従業員、役員等の合計を記入

■記載要領

- この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - 現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - 既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - 法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を出す場合
この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- 既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - 新たに営業所を追加した場合
この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

■提出書類

- 健康保険、厚生年金保険の加入状況の確認 申請時の直前の「領収証書又は納入証明書」の写し
- 雇用保険の加入状況の確認 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し

(16) 【様式第8号】専任技術者証明書（新規・変更）

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4) 000003

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 2 年 10 月 1 日

地方整備局長 北海道開発局長 京都府知事 殿

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号 申請者 株式会社 京都府建設 届出者 代表取締役 京都 太郎

「特定建設業」の場合は「第7条2号」を消す。「一般建設業」の場合は「第15条2号」を消す。「一般・特定」両方に該当する場合は消さない。

区 分 項番 3 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所の変更

- 1 新規申請の場合
2 専任技術者の担当業種・有資格区分を変更する場合
3 専任技術者を追加する場合
4 専任技術者を削除する場合
5 専任技術者が置かれる営業所を変更する場合

許可年月日 令和 0 1 年 0 5 月 2 0 日 許可番号 (一般) 0 1 第 0 9 9 9 9 9 号

Form for Kyota Takemoto (キョウダ タロウ). Includes fields for name, birth date, qualifications, and address.

Form for Ohtsuki Junji (オトクニ ジロウ). Includes fields for name, birth date, qualifications, and address.

Form for Tanabe Saburo (タナベ サブロウ). Includes fields for name, birth date, qualifications, and address.

記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「届出者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「1」を記入すること。
 - (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「2」を記入すること。
 - (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「3」を記入すること。
 - (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなつた場合（その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
「申請者
この場合、「(2)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
 - (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合
「申請者
この場合、「(1)」を○で囲み、届出者の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「5」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「建設業法第7条第2号 地方整備局長 国土交通大臣 般建設業法第15条第2号」、北海道開発局長、知事、及び 特、
については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者
届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
「大臣
- 5 **6** **2**「許可番号」の欄の 知事 コードの欄は、現在許可を受けている行政庁が京都府の場合は、該当コード「26」を記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [6][3]「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰め文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について該当するコード（手引き最後部分にある「専任技術者等の技術者資格・コード一覧表」のもの）を記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記入し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記入すること。

	資格要件		建設工事の種類 (項番 6 4)	有資格区分 (項番 6 5)	
一般建設業	第7条2項	イ(所定学科卒業と実務経験)	1	0 1	
		ロ(1業種につき実務経験10年以上)	4	0 2	
		ハ(国家資格者及び大臣特認)	7	1 3 2～1 3 3 頁を参照	
特定建設業	法第15条第2号イ(国家資格者)		9	1 3 4～1 3 5 頁を参照	
	法第15条第2号ロ [指導監督的実務経験(2年以上)]	第7条2項	イ(所定学科卒業と実務経験) ★	2	0 1
			ロ(実務経験10年以上) ★	5	0 2
			ハ(国家資格者及び大臣特認) ★	8	1 3 4～1 3 5 頁を参照
	法第15条第2号ハ▼ (大臣特認)	同号イと同等		3	0 3
		同号ロと同等★		6	0 4

※「指定建設業」の土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の7業種について、★の資格は特定建設業の専任技術者にはなれない。

(17) 【様式第9号】実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

(用紙A4)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**建築** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 2 年 9 月 25 日

実務経験の証明する業種を記入

【注意】実務経験証明書は、証明者、証明する業種、技術者別に作成すること

証明者は被証明者である法人の代表者、又は個人の事業主

京都府綾部市川糸町丁島10-2
株式会社 綾部建築

証 明 者 代表取締役 綾部 五郎

被証明者との関係 元社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。
(例)役員、社員、従業員

記

技術者の氏名	田辺 三郎	生年月日	S. 51. 12. 8	使用された期間	H 10年 4月から
使用者の商号又は名称	株式会社 綾部建築			実際に雇用された期間を記入	H 26年 10月まで
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	〇〇邸新築工事 他10件			H 16年 4月から 17年 3月まで	
工事係員	〇〇マンション新築工事 他 5件			H 17年 4月から 18年 3月まで	
工事係員	〇〇邸新築工事 他13件			H 18年 4月から 19年 3月まで	
工事係員	〇〇小学校体育館新築工事 他 2件			H 19年 4月から 20年 3月まで	
工事係員	〇〇邸新築工事 他12件			H 20年 4月から 21年 3月まで	
工事係長	〇〇邸新築工事 他18件			H 21年 4月から 22年 3月まで	
工事係長	〇〇邸新築工事 他11件			H 22年 4月から 23年 3月まで	
工事係長	〇〇ビル新築工事 他 7件			H 23年 4月から 24年 3月まで	
工事係長	〇〇スポーツセンター新築工事 他 3件			H 24年 4月から 25年 3月まで	
工事課長	〇〇邸新築工事 他 8件			H 25年 4月から 26年 3月まで	
工事課長	〇〇マンション新築工事			H 26年 4月から 26年 10月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入。 (例)令和〇年〇月 会社解散のため 令和〇年〇月 事業主死亡のため 等			合計 満 10年 6月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

経營業務の管理責任者である者については作成不要

許可申請者 () () の住所、生年月日等に関する調書

法人の役員等
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~

不要なものを消す

住	所	向日市上植野町馬立8					
氏	名	乙訓 二郎	生	年	月	日	昭和 40 年 5 月 5 日 生
役	名	等	取締役				
賞	年	月	日	賞 罰 の 内 容			
				なし			
罰	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について 記入し、該当がなければ「なし」と記入する </div>						
	上記のとおり相違ありません。						
令和 2 年 10 月 1 日			氏 名 乙訓 二郎				

記載要領

- 1 「 () () 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

顧問、相談役、5%以上の株主・出資者については、賞罰欄の記入及び署名・押印は不要。
 （法人役員については必要。）

(21) 【様式第13号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

様式第十三号（第四条関係）

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	木津川市木津上戸18-1		
氏 名	山城 四郎	生 年 月 日	昭和 38 年 12 月 30 日生
営 業 所 名	京田辺営業所	所属する営業所の名称を記入する	
職 名	営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏 名 山城 四郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

支店等がなくても、「該当なし」と記載して添付すること。
 様式第十一号「建設業施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成する。
 ただし、役員等を兼ねている者については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」・「経營業務の管理責任者の略歴書」をもって、これに代えることができる。

記入方法については、「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」等の記入例を参照のこと。

(22) 【様式第14号】株主（出資者）調書

様式第十四号（第四条関係）

（用紙A4）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
<p>京都 太郎 乙訓 二郎 綾部 六郎 ○○ ○○</p> <div data-bbox="156 636 576 786" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>株主又は出資者が法人である場合は、その商号又は名称を記入。 個人である場合は、その者の氏名を記入。</p> </div>	<p>京都市左京区賀茂今井町10-4 向日市上植野町馬立8 綾部市川糸町10-2 ○○○○○</p>	<p>50,000株 30,000株 25,000株 25,000株</p> <div data-bbox="1166 636 1513 786" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>株数を記入するときは「○○株」とし、出資の価格を記入するときはその単位を必ず記入し「○○円」等とする。</p> </div>
<p>総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記入すること。</p>		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(23) 【様式第20号】営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 45 年 4 月 1 日	京都府建設 創業 ← 創業年月日を記入（建設業以外の業を含む）。
	昭和 52 年 4 月 1 日	株式会社京都府建設に法人成り（資本金1,000万円）
	平成 5 年 11 月 1 日	京田辺営業所開設
	平成 16 年 2 月 25 日	資本金増資 3,000万円
	平成 21 年 10 月 10 日	資本金増資 5,000万円
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	創業以後、最初に許可を取得した年月日を記入。 法人成りした場合、個人時代も含めて記入すること。
建設業の登録及び許可の状況	昭和 53 年 8 月 10 日	京都府知事許可（般-53）第09999号（土、と、ほ、園、水）
	平成 6 年 5 月 20 日	業種追加 京都府知事許可（般-6）第09999号（建、大、屋、管、内）
	平成 14 年 8 月 10 日	般特新規 京都府知事許可（特-14）第09999号（土、と、ほ、園、水）
	年 月 日	許可の更新については記入しない
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
賞罰	年 月 日	なし ← 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰について記入し、該当がなければ「なし」と記入する。
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(24) 【様式第20号の2】所属建設業者団体

様式第二十号の二（第四条関係）

（用紙A4）

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p>〇〇法人 〇〇協会</p> <div data-bbox="210 465 750 580" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"><p>未加入の場合は「該当なし」と記入して添付する</p></div>	<p>平成7年7月7日</p>

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

(25) 【様式第20号の3】主要取引金融機関名

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	○○銀行 ○○支店 ↑ 金融機関名に加えて、支店・営業所・出張所等の区別まで記入		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

(26) 【様式第22号の2】変更届出書 (第一面)

(用紙A4)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

00006

届出事項にマルをつける

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 (建設業法第15条第2号)
 について変更があつたので届出をします。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 京都府知事 殿

「旧許可年月日」の欄は「001234」のように
 空位のカラムには「0」を記入。
 許可を複数受けている場合は、そのうち最も
 古いものを記入する。

令和 2 年 10 月 1 日

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号
 株式会社 京都府建設
 届出者 代表取締役 京都 太郎

大知事
 項番 3 5 2 6 3 5 2 6 0 1 0 9 9 9 9 9 号 令和 0 1 年 0 5 月 2 0 日
 国土交通大臣 許可 (一般 0 1) 京都府知事

法人番号 3 6 2 0 0 0 0 2 0 2 6 0 0 0 2 国 税 庁 から 通 知 さ れ た 1 3 桁 の 番 号 を 記 入 す る

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	京都府興業(株)	(株)京都府建設	令和2.8.20	
営業所の所在地	宇治市宇治若森7-6	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3-5	令和2.8.20	
郵便番号	611-0021	602-8570	令和2.8.20	
代表取締役	京都 一	京都 太郎	令和2.8.22	
取締役	大和 京四郎	—	令和2.8.22	退任
取締役	—	京都 一	令和2.8.22	就任
役員等の氏名(経営業務の管理責任者の変更)	京都 一	京都 太郎	令和2.8.22	経営業務の管理責任者 就任・離任
専任技術者	丹後 八郎	乙訓 二郎	令和2.8.22	本店

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る事項を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資

専任技術者の変更の場合、本店もしくは該当の支店名(営業所名)を記入する

商号又は名称のフリガナ 3 7 キ ヨ ウ ト フ ケ ン セ ツ

商号又は名称 3 8 (株) 京 都 府 建 設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 キ ヨ ウ ト タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 京 都 太 郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 2 6 1 0 2 都道府県名 京都府 市区町村名 京都市上京区

主たる営業所の所在地 4 2 下 立 売 通 新 町 西 入 藪 ノ 内 町 3 ー 5

郵便番号 4 3 6 0 2 ー 8 5 7 0 電話番号

資本金額又は出資総額 4 4 (千円)

カラム欄は変更事項のみ記入する

連絡先

所属等 営業第一課 氏名 京都 花子 電話番号 075-414-5222

ファックス番号 075-414-5243

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」 「般
及び
特」
については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば ①②のように右詰め、また、文字を記入する場合は、例えば A建設工業□□のように左詰め、
「大臣」
5 ③⑤「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）
知事」
の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば ①②③④又は①月①日
のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 ③⑥「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 ③⑦「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 ③⑧「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 (株) A建設 (有))

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 14 ③⑨「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 15 ④⑩「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

16 [4][1]「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び[8][5]「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

17 [4][2]「主たる営業所の所在地」及び[8][6]「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13のように記入すること。

18 [4][3]及び[8][7]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

「資本金額

19 [4][4]又は「出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 [8][1]「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更

する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 [8][3]及び[8][8]「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、[8][4]「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

記載要領

1 「地方整備局長

北海道開発局長 「国土交通大臣 及び 「般
知事 知事」 については、不要のものを消すこと。
特」

2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4 [5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5 [5][5]「許可番号」の欄の [5][5]コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について
知事

別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月
[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7 [5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。

8 太線の枠内には記入しないこと。

9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

(30) 【別記第1号様式】変更届出書

別記第1号様式(第1条関係)

変 更 届 出 書

令和2年10月1日

京都府知事許可



- 1

第099999号

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町3番地5号

株式会社京都府建設

届出者 代表取締役 京都 太郎

京都府知事

殿

届け出る事業年度を記入

事業年度(第3.9期令和元年7月1日から令和2年6月30日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

提出書類に○をつける

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 健康保険等の加入状況
(4) 貸借対照表及び損益計算書 (5) 株主資本等変動計算書及び注記表
(6) 事業報告書 (7) 附属明細書 (8) 事業税納付済額証明書 (9) 使用人数
(10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧 (11) 定款

記載要領 1

「般特」については、該当するものを○で囲むこと。

2 (1) から (11) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(31) 【様式第22号の5】譲渡及び譲受け認可申請書

様式第二十二号の五（第十三条の二関係）

(用紙A4)

00101

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人

令和 2 年 10 月 1 日

申請者

譲渡人 京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町3番地5号 株式会社 京都府建設 代表取締役 京都 太郎
譲受人 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21 株式会社 南丹土木 代表取締役 園部 都子

地方整備局長 北海道開発局長 京都府知事 殿

行政庁側記入欄 大臣コード 国土交通大臣知事 許可年月日 令和 02 年 10 月 01 日 行政庁記入欄には記入しない

譲渡及び譲受けの日 令和 02 年 10 月 01 日 事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載

譲渡及び譲受けの理由 (例) 「会社事業の整理」、「個人事業の法人化」等 事業譲渡の理由を簡潔に記載

譲渡及び譲受けの価額 50,000,000円 事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載

引き続き使用する許可番号 国土交通大臣許可(般-02)第099999号 承継後に使用する許可番号を記載(原則、譲渡人の番号)。ただし、譲受人が許可を有している場合は、当該許可番号も選択可能。

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1.一般 2.特定)
認可申請時において許可を受けている建設業 承継後に譲受人が有することになる許可について記載 申請時点で譲受人が有している許可について記載

商号又は名称のフリガナ ナン タンド ボク 一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入
濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

法人の種類を表す略号については、フリガナをふらない 姓と名の間は1文字あける

代表者又は個人の氏名のフリガナ ソ ノ ベ ミ ヤ コ 支記人の氏名 園 部 都 子

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 京都府 南丹市 市区町村コード表(137頁)を参照

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 園 部 町 小 山 東 町 藤 ノ 木 2 1 登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入。

郵便番号 622-0041 電話番号 0771-621527 左詰で記入し、空位のカラムは空白とする

ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする 国稅庁から通知された13桁の番号を記入する

法人又は個人の別 (1.法人) (2.個人) 資本金額又は出資総額 600000 (千円) 法人番号 20000020260003
兼業の有無 (1.有) (2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 国土交通大臣許可(般-02)第088888号 令和 02 年 08 月 20 日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A 建設工業 □□ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □株□A建設
□B建設(有)□)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 1 1又は2 2 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

(第2面)

第2面は、合併消滅法人が複数ある場合、「17」「18」を除いて、全ての合併消滅法人について作成する。
※合併により消滅する法人で建設業許可を有していない法人については不要

兼業の有無 1 7 1 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 産業廃棄物収集運搬業

大臣コード 1 7 1 申請時点で合併後存続する法人が有している許可について記載 ※新設合併の場合は記載しない

許可番号 1 8 2 6 国士交通大臣 京都府知事 許可(特) 0 2 第 0 8 8 8 8 8 号 許可年月日 令和 0 2 年 0 8 月 2 0 日

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業 1 9 2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 2 2 2 2 2 (1. 一般) (2. 特定) 申請時点で合併消滅法人が有している許可について記載

商号又は名称のフリガナ 2 0 キ ヨ ウ ト フ ケ ン セ ツ 一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入

商号又は名称 2 1 (株) 京 都 府 建 設 濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

法人の種類を表す略号については、フリガナをふらない

代表者の氏名のフリガナ 2 2 キ ヨ ウ ト タ ロ ウ 姓と名の間は1文字あける

代表者の氏名 2 3 京 都 太 郎 市区町村コード表(137頁)を参照

主たる営業所所在地市区町村コード 2 4 2 6 1 0 2 都道府県名 京 都 府 市区町村名 京 都 市 上 京 区

主たる営業所所在地 2 5 下 立 売 通 新 町 西 入 藪 ノ 内 町 3 一 5

郵便番号 2 6 6 0 2 - 8 5 7 0 電話番号 0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 2 2

ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする 左詰で記入し、空位のカラムは空白とする

資本金額等 2 7 資本金額又は出資総額 4 5 5 0 0 0 0 (千円) 法人番号 13 2 0 0 0 0 2 0 2 0 6 0 0 0 2 国税庁から通知された13桁の番号を記入する

兼業の有無 2 8 1 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 産業廃棄物収集運搬業

大臣コード 2 9 2 6 申請時点で合併消滅法人が有している許可について記載

許可番号 2 9 2 6 国士交通大臣 京都府知事 許可(特) 0 1 第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 令和 0 1 年 0 8 月 2 0 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

申請内容に係る行政庁からの質問等に応答できる者について、その所属、氏名、電話番号を記入

連絡先

所属等 営業第一課

氏名 京都 花子

電話番号 075-414-5222

ファックス番号

カラム欄に記入する字体について

法人の場合は、商号・代表者名は登記簿謄本により、個人の場合は住民票による

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A 建設工業 □□ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建設
B 建設 (有) □)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 1 1又は2 2 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

- こと。
- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 ①③「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 ①④「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1
①③□のように記入すること。
- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「大臣
「許可番号」の欄の コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類
知事」
に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日
のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 ①⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

(33) 【様式第22号の8】分割認可申請書

様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

(用紙A4)

00121

分割認可申請書
(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 2 年 10 月 1 日

申請者 京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設
代表取締役 京都 太郎
京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21
株式会社 南丹土木
代表取締役 園部 都子

分割の当事者となる全ての法人が
連署してください。
許可の承継元、承継先はもろろんの
こと、許可は有していないが分割
により権利義務を承継させる法人の記
載も必要です。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

行政庁側記入欄

大臣コード
知事

許可番号 01 国土交通大臣 許可(一般)

行政庁側記入欄には記入しない

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

認可申請年月日 令和 02 年 01 月 01 日

分割年月日 令和 03 年 02 月 01 日

(吸収分割)分割契約で定めた効力発生日
(新設分割)分割計画書で定めた新設分割立会社の設立日

分割の理由 04 (例) 「グループ会社の再編」、「事業の拡大」等 分割の理由を簡潔に記載

分割の価格 05 50,000,000円 分割契約(分割計画書)で定めた分割の対価を記載

大臣コード
知事

引き続き使用する許可番号 06 26 国土交通大臣 許可(一般) 第099999号

許可後に使用する許可番号を記載
(原則、分割被承継法人の番号)
ただし、分割承継法人が許可を有して
いる場合は、当該許可番号も選択可
能。

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 07 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 じ ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08

商号又は名称のフリガナ 09 ナ タ ン ド ボ ク

承継後に分割承継法人が有することになる許可について記載

申請時点で分割承継法人が有している許可について記載 ※新設分割の場合は記載しない

法人の種類を表す略号については、フリガナをふらない

商号又は名称 10 (株) 南 丹 土 木

濁点、半濁音が付いた文字も1文字として扱う

姓と名の間は1文字あける

代表者の氏名のフリガナ 11 ソ ノ ベ ミ ヤ コ

代表者名 12 園 部 都 子

市区町村コード表(137頁)を参照

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 26213 都道府県名 京都府 市区町村名 南丹市

分割後の主たる営業所の所在地 14 園 部 町 小 山 東 町 藤 ノ 木 2 1

登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入。
「丁目」、「番」及び「号」については、「-」(ハイフン)を用いて記入。

郵便番号 15 622-0041 電話番号 0771-62-1527

左詰で記入し、空位のカラムは空白とする

ファックス番号 右詰で記入し、空位のカラムは空白とする

国税庁から通知された13桁の番号を記入する

資本金額又は出資総額 16 60000 (千円)

法人番号 2000020260003

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A 建設工業 □□ のように左詰めで記入すること。
- 5 0 3 「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 0 4 「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 0 6 「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 0 7 「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 0 8 「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 0 9又は2 0 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 1 0又は2 1 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建設
B 建設 (有) □)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 1 1又は2 2 「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

- こと。
- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 ①③「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 ①④「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 関 2 1 ①③のように記入すること。
- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 5 2 5 3 8 1 1 1 ①のように左詰めで記入すること。
- 17 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「大臣
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類知事」
に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 ①⑨「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

(34) 【様式第22号の6】誓約書

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

(用紙A4)

譲渡及び譲受け、合併分割認可申請の際に使用する様式
※様式第6号、様式第22号の11と混同しないように注意

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 2 年 10 月 1 日
申請者 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪
ノ内町3番地5号
株式会社 京都府建設
代表取締役 京都 太郎
京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21
株式会社 南丹土木
代表取締役 園部 都子

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 「国土交通大臣 「般
知事」 及び 特」
については、不要のものを消すこと。

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
- 「大臣
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する知事」
のコードを記入すること。また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

(36) 【様式第22号の11】誓約書

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

(用紙A4)

相続認可申請の際に使用する様式
※様式第6号、様式第22号の6と混同しないように注意

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和2年10月1日
申請者 山城建築 山城 一郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
京都府知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

17. 資料

(1-1) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表

京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表

※申請者・届出者は以下の空欄・チェック欄に記入の上、確認書類とともに提出すること。

受付番号(※受付主未事務所が記入)

持 参 人	住所 (社名)	
	氏名	
	電話	

申請者商号 (屋号)		代表者氏名	
許可番号 (既許可の場合)		京都府知事 許可(般・特一)第 号	
所在地			
許可申請 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 許可換え新規 <input type="checkbox"/> 般・特新規 <input type="checkbox"/> 業種追加 <input type="checkbox"/> 更新			
変更届 <input type="checkbox"/> 経営体制 <input type="checkbox"/> 専任技術者 <input type="checkbox"/> 令3使用人 <input type="checkbox"/> 営業所			
更新時は不要(※)	現在の地位 (個人事業主は不要)	いずれか	役員等 原本提出 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等
			執行役員等 すべて 原本提示 <input type="checkbox"/> 組織図等 <input type="checkbox"/> 業務分掌規程等 <input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等
更新時は不要(※)	常勤性	右の各区分に示す書類 いずれか	支配人 原本提出 <input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書
			写しの提示 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」)等 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用) 上記4種の公的証明書の提示が出来ない場合 <input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書 <input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ
1 経営体制	経営経験	いずれか	役員等 原本提出 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等
			令3使用人 右記か <input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示
更新時は不要(※)	経験による場合	すべて	個人事業主 原本提示 <input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分
			写しの提示 <input type="checkbox"/> 受付印のある決算変更届の副本 5年分 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書 5年間につき各年度1件以上 <input type="checkbox"/> 注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上
			<input type="checkbox"/> 執行役員等・補佐経験証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類(上記☆) <input type="checkbox"/> 取締役会の決議による権限があることの確認書類(定款、執行役員規程、取締役会の議事録等) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類(社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)

1 経営体制	更新時は不要(※)	補佐経験による場合	すべて	<input type="checkbox"/> 執行役員等・補佐経験証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類(上記☆(6年分)) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類(社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)
	□ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の経験(建設業法施行規則第7条第1号口該当)の場合、別紙チェック表を提出。			
	(適用除外の場合を除く)	健康保険等の加入状況	健康保険・厚生年金保険 雇用保険	写しの提出 <input type="checkbox"/> 申請時の直前の「領収証書」又は「納入証明書」 <input type="checkbox"/> 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し

(※ただし、従前と証明内容が変わらない場合等、新たに確認書類による確認が不要な場合に限る。)

2 営業所の専任技術者	常勤性	右の各区分に示す書類	いずれか	写しの提示 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」)等 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用) 上記4種の公的証明書の提示が出来ない場合 <input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書 <input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ	※個人事業主を除く
			いずれか	写しの提示 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書 5件(各年度1件まで) ※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。 <input type="checkbox"/> 注文書及び請書 5件(各年度1件まで) ※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。 提示原本 <input type="checkbox"/> 工事経歴書(受付印ある変更届の副本)5年分 ※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。 原本提示 <input type="checkbox"/> 実務経験期間中の在籍確認書類(社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等又は雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)	
3 営業所	実態	すべて	提出	<input type="checkbox"/> 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。 <input type="checkbox"/> 営業所平面図	詳細:126頁

(土木事務所) 審査事務担当者

課(係)名

担当者名

内線

(別紙)京都市知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表 (建設業法施行規則第7条第1号口該当)

更新時は不要(※)	常勤役員等	(個人事業主は不要) 現在の地位	いずれか	役員等	原本提出	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等 <input type="checkbox"/> 組織図等 <input type="checkbox"/> 業務分掌規程等 <input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等				
				執行役員等	すべて	原本提示				
				支配人	原本提出	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書				
1 経営体制	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者	常勤性	右の各区分に示す書類	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」)等 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用) 上記4種の公的証明書の提示が出来ない場合 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ		<input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書	<input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳	※個人事業主を除く
						<input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書				
<input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳										
経験区分	<input type="checkbox"/> ①建設業にする役員等の経験を5年以上有する者 <input type="checkbox"/> ②建設業に関する役員等の経験を()年有し、役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を()年有する者 <input type="checkbox"/> ③建設業に関する役員等の経験を()年有し、建設業以外の役員等の経験を()年有する者									
更新時は不要(※)	常勤役員等	建設業に次ぐ職制上の地位に相当する経験	経験区分に依りて	いずれか	役員	提出本	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等			
					使用3人条	い ず れ 記 か	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示			
					個人事業主	提 示 本	<input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分			
					提示原本	<input type="checkbox"/> 受付印のある決算変更届の副本 5年分 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書 5年間につき各年度1件以上 <input type="checkbox"/> 注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上				
				すべて	<input type="checkbox"/> 常勤役員等を直接に補佐する者の経験の証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類(上記☆) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)					
		建設業以外の役員等の経験		いずれか	役員	提出本	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等			
					支店長	い ず れ 記 か	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示			
					個人事業主	提 示 本	<input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)最大直近3年分			
	常勤補佐する者	財務管理・労務管理・業務運営の経験		すべて(左記3つのいずれか)	<input type="checkbox"/> 常勤役員等を直接に補佐する者の経験の証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類(上記☆) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)					

(※ただし、従前と証明内容が変わらない場合等、新たに確認書類による確認が不要な場合に限る。)

(土木事務所) 審査事務担当者

課(係)名

担当者名

内線

(1-2) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表

京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表

※申請者・届出者は以下の空欄・チェック欄に記入の上、確認書類とともに提出すること。

受付番号(※受付土木事務所が記入)

持 参 人	住所 (社名)	
	氏名	
	電話	

承継先商号 (屋号)		代表者氏名	
許可番号(承継先が 承継後に使用するもの)		京都府知事 許可(般・特一)第 号	
所在地			
申請区分 <input type="checkbox"/> 譲渡及び譲受け <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 相続			
承継先が許可業者の場合(※) (個人事業主は不要)	現在の地位 いづれか	役員等	原本提出 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等
		執行役員等	すべて 原本提示 <input type="checkbox"/> 組織図等 <input type="checkbox"/> 業務分掌規程等 <input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等
		支配人	原本提出 <input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 申請時に提示できない場合は、左の <input type="checkbox"/> に <input type="checkbox"/> を入れてください。(承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由がある場合に限る。)			
1 経営体制	常勤性 右の各区分に示す書類 いづれか	提示の	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」)等 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証
		原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用) <input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書 <input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ
承継先が許可業者の場合(※)	経営経験 いづれか	役員 提出原本	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等
		使用人 3条 いづれか	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示
		個人 事業主 提示原本	<input type="checkbox"/> 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分
		提示原本	<input type="checkbox"/> 受付印のある決算変更届の副本 5年分
		提示の	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書 5年間につき各年度1件以上 <input type="checkbox"/> 注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上
	執行役員等の 経験による場合 すべて		<input type="checkbox"/> 執行役員等・補佐経験証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類(上記☆、業務分掌規程の原本提示等) <input type="checkbox"/> 取締役会の決議による権限があることの確認書類(定款、執行役員規程、取締役会の議事録等) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)

★

※個人事業主を除く

1 経営体制	承継先が許可業者の場合 不要(※)	補佐経験による場合	すべて	<input type="checkbox"/> 執行役員等・補佐経験証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類 (上記☆(6年分)又は業務分掌規程、稟議書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での 経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)	
				<input type="checkbox"/> 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の経験(建設業法施行規則第7条第1号口該当)の場合、 別紙チェック表を提出。	
2 営業所の専任技術者		常勤性	右の各区分に示す書類 いずれか	提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」)等 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証
				写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用) <input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書 <input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ
既に承継元又は承継先で専任技術者となり、承継後の担当業種や資格要件に変更がない場合は省略可		実務経験による場合 (監理技術者資格者証による証明の場合を除く。)	いずれか	提示	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書 5件(各年度1件まで) ※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。 <input type="checkbox"/> 注文書及び請書 5件(各年度1件まで) ※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。
				写しの提示	<input type="checkbox"/> 工事経歴書(受付印ある変更届の副本)5年分 ※証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年度分のみ。
3 営業所	実態	すべて	提出	提示	<input type="checkbox"/> 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。 <input type="checkbox"/> 営業所平面図
				原本提示	<input type="checkbox"/> 実務経験期間中の在籍確認書類 (社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。 当該申請・届出企業での実務経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等又は雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)

★

※個人事業主を除く

(※ただし、従前と証明内容が変わらない場合等、新たに確認書類による確認が不要な場合に限る。)

(土木事務所) 審査事務担当者

課(係)名 担当者名 内線

(土木事務所) 認可後提示・提出書類確認欄

【提出書類】

共通	<input type="checkbox"/> 健康保険等の加入状況(第7号の3)
	<input type="checkbox"/> 健康保険及び厚生年金保険加入確認書類
	<input type="checkbox"/> 雇用保険加入確認書類
合併により新設された法人、新設分割により設立された法人のみ	<input type="checkbox"/> 履歴事項証明書
	<input type="checkbox"/> 営業の沿革(第20号)
	<input type="checkbox"/> 所属建設業者団体(第20号の2)

【提示書類】

申請時に★を未確認の場合	<input type="checkbox"/> 常勤役員等(十常勤役員等を直接に補佐する者)及び専任技術者の常勤性確認書類
--------------	--

(別紙) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 (建設業法施行規則第7条第1号口該当)

更新時は不要(※)	常勤役員等	(個人事業主は不要) 現在の地位	いずれか	役員等	原本提出	□ 履歴事項全部証明書等			
				執行役員等	すべて	原本提示	<input type="checkbox"/> 組織図等 <input type="checkbox"/> 業務分掌規程等 <input type="checkbox"/> 定款、執行役員規程又は取締役会の議事録等		
				支配人	原本提出	□ 支配人の登記事項証明書			
1 経営体制	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者	常勤性	右の各区分に示す書類	いずれか	写しの提示	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」)等 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証			
						原本提示	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」 <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)		
					上記4種の公的証明書の提示が出来ない場合 <input type="checkbox"/> 源泉徴収簿及び領収済通知書 <input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳		※個人事業主を除く		
					<input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせ <input type="checkbox"/> 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ				
更新時は不要(※)	常勤役員等	建設業に次ぐ職制上の地位に関する経験	経験区分に依りて	いずれか	経験区分	<input type="checkbox"/> ①建設業にする役員等の経験を5年以上有する者 <input type="checkbox"/> ②建設業に関する役員等の経験を()年有し、役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を()年有する者 <input type="checkbox"/> ③建設業に関する役員等の経験を()年有し、建設業以外の役員等の経験を()年有する者			
					建設業に関する役員等の経験	役員人	提出原本	□ 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等	
						使用3人条	いずれ右れ記か	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示	
						事業個人	提示原本	□ 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分	
					建設業以外の役員等の経験	いずれか	提示原本	□ 受付印のある決算変更届の副本 5年分	
写しの提示	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書 5年間につき各年度1件以上 <input type="checkbox"/> 注文書及び請書 5年間につき各年度1件以上								
			すべて	<input type="checkbox"/> 常勤役員等を直接に補佐する者の経験の証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類(上記☆) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類(社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)					
			いずれか	役員人	提出原本	□ 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等			
				営業支店所長	いずれ右れ記か	<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出 <input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示			
				事業個人	提示原本	□ 税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)最大直近3年分			
	常勤補佐する者	財務管理・業務管理・業務管理	経験すべて(左記3つのいずれか)	<input type="checkbox"/> 常勤役員等を直接に補佐する者の経験の証明書の提出 <input type="checkbox"/> 建設業の経営に係る確認書類(上記☆) <input type="checkbox"/> 経験期間の確認書類(人事発令書等の原本提示等) <input type="checkbox"/> 経験期間中の在籍確認書類(社会保険の履歴証明書等、公的な証明書の原本提示。当該申請・届出企業での経験の場合、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示でも可。)					

(※ただし、従前と証明内容が変わらない場合等、新たに確認書類による確認が不要な場合に限る。)

(土木事務所) 審査事務担当者

課(係)名

担当者名

内線

(2-1) 営業所の実態を確認できる資料の提出について

主たる営業所及び従たる営業所について、以下の資料により営業所の実態の確認をします。

ア 営業所の下記写真(カラー)を貼付し、撮影日付、自己所有・賃貸借(又は使用貸借)の別を記載すること。(画像データを台紙と同形式で印刷しても可)

- ・建物外部の全景(看板、住居表示(表札)等を確認できるもの)
- ・建物内部(玄関内のメールボックス、テナント表札等を確認できるもの。単独事務所は外側の郵便受け(営業所名表示))
- ・営業所入口(申請企業名(営業所名)を確認できるもの。(個人居宅内は不要))
- ・営業所内部(電話、机等の什器備品を確認できるもの)
- ・建設業法第40条に定める標識「建設業の許可票」(新規申請は不要)
(標識に記載の文言が読み取れるように撮影すること。)
- ・その他(参考となるもの、例:接客用に使用している別室等)

イ 営業所の平面図(A4)に次の内容を記載すること。

- ・営業所の名称を図面上部に記入(主たる営業所のみ場合は、申請企業名)
- ・営業所内の執務机・電話等の配置状況(従業者数に見合う配置状況)
- ・営業所の入口の明示(「▽」の印等)
- ・建物内の一部を営業所に使用しているときは、建物の玄関との位置関係を図示
- ・営業所が上階等のときは階数を付記し、階段、エレベーター等の位置を記入
- ・使用するトイレの場所を記入(営業所として常時使用する環境にあることの可否)
(ただし、営業所が代表者等の居宅内の場合は余白に「○○宅トイレ使用」と記入、テナントビル等の場合は「テナントビル共用トイレ」などと記入し、図示は不要)
- ・既存の平面図を使用する場合は、A4(又はA3)に縮小等して上記内容を付記

※新規申請、更新申請のほか、営業所の所在地を変更したときも提出が必要です。

(原則として、業種追加及び一部業種の般特申請の場合は、提出不要。)

※営業所として使用できることが明白でないときは、建物所有関係の追加資料の提示を求めたり、当該営業所の現地調査を実施する場合があります。

(2-2) 写真台紙

営業所の実態1：

(自己所有 ・ 賃貸借) ※いずれかに○

(ア) 建物外部の全景	令和 年 月 日撮影
看板、住居表示等を確認できるもの	

(イ) 建物内部	令和 年 月 日撮影
メールボックス、テナント表札等を確認できるもの	

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、A4版で同様の体裁とし、営業所名、撮影日等を明記してください。

営業所の実態 2 :

(自己所有 ・ 賃貸借) ※いずれかに○

(ウ) 営業所入口	令和	年	月	日	撮影
申請企業名を確認できるもの					

(エ) 営業所内部	令和	年	月	日	撮影
電話、机等の什器備品を確認できるもの					

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、A4版で同様の体裁とし、営業所名、撮影日等を明記してください。

営業所の実態 3 :

(自己所有 ・ 賃貸借) ※いずれかに○

(オ)建設業法第40条に定める標識	令和	年	月	日	撮影
いわゆる「金看板」					

その他	令和	年	月	日	撮影
参考となるものを必要に応じて提出してください					

デジタルカメラで撮影したものを印刷する場合は、A4版で同様の体裁とし、営業所名、撮影日等を明記してください。

(3) 常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 執行役員等・補佐経験証明書

常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 執行役員等・補佐経験証明書

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書に記入の者_____は、次のとおり経營業務に関する経験を有することを証明します。

- 1 役職名 _____ 【下記業務内容、組織図のとおり】
- 2 経験年数 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで、満 _____ 年 _____ 月
- 3 証明者と被証明者との関係 _____

〈業務内容〉

〈組織図〉

京都府知事 西脇 隆俊 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(社名)

証明者 (職氏名) _____

(証明に当たっての留意事項)

- ① 「執行役員等としての経営管理経験」とは、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験をいいます。
- ② 「経營業務を補佐した経験」とは、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者等の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務に、経營業務の管理責任者に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいいます。
- ③ 証明された内容について証明者に照会することがあります。この照会に対する回答の内容によっては、許可できない場合があります。また、証明者がお持ちの書類を提示いただく必要がある場合は、御協力をお願いします。

(4) 常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書の（ 第二面 ・ 第三面 ・ 第四面 ）に記入の者_____は、次のとおり（ 財務管理 ・ 労務管理 ・ 業務運営 ）の業務経験を有することを証明します。

- 1 役職名 _____ 【下記業務内容、組織図のとおり】
- 2 経験年数 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで、満 _____ 年 _____ 月
- 3 証明者と被証明者との関係 _____

〈業務内容〉

〈組織図〉

京都府知事 西脇 隆俊 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(社名)

証明者 (職氏名) _____

(証明に当たっての留意事項)

- ① 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。申請業者での経験に限る。以下同じ。）をいいます。
- ② 「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
- ③ 「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。
- ④ 証明された内容について証明者に照会することがあります。この照会に対する回答の内容によっては、許可できない場合があります。また、証明者がお持ちの書類を提示いただく必要がある場合は、御協力をお願いします。

(5-1) 専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【一般建設業】

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	必要な実務経験(※1)	建設業の種類																										
			土	建	大	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号イ 該当（指定学科卒業+実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号ロ 該当（10年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
11	1級建設機械施工技士		7		7						7																		
12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）		7		7						7																		
13	1級土木施工管理技士		7		7	7				7	7	7			7									7		7	(※3)		
14	2級土木施工管理技士	種別	土木		7	7				7	7	7												7		7	(※3)		
鋼構造物塗装																7													
薬液注入																													
20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7		7	7	7			7	7	7	7		7						7	(※3)		
21	2級建築施工管理技士	種別	建築		7																						7	(※3)	
躯体				7	7						7	7	7															7	(※3)
仕上げ				7	7	7	7					7	7	7	7														7
27	1級電気工事施工管理技士								7																				
28	2級電気工事施工管理技士								7																				
29	1級管工事施工管理技士									7																			
30	2級管工事施工管理技士									7																			
31	1級電気通信工事施工管理技士																							7					
32	2級電気通信工事施工管理技士																							7					
33	1級造園施工管理技士																									7			
34	2級造園施工管理技士																									7			
37	1級建築士			7	7			7		7	7						7												
38	2級建築士			7	7			7		7	7						7												
39	木造建築士			7																									
41	建設・総合技術監理（建設）		7		7			7			7	7											7				7	(※4)	
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		7		7			7		7	7												7				7	(※4)	
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7		7																								
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							7															7						
45	機械・総合技術監理（機械）																						7						
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7													7						
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7															7				
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7														7		7			
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7		7									7															
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7				
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7		7																			7					
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																			
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																7			
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7															7		7		
55	第1種電気工事士									7																			
56	第2種電気工事士	3年								7																			
58	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年								7																			
59	電気通信主任技術者	5年																						7					
65	給水装置工事主任技術者	1年								7																			
68	甲種 消防設備士																									7			
69	乙種 消防設備士																									7			
71	建築大工									7																			
64	型枠施工									7	7																		
72	左官									7																			
57	とび・とび工									7																	7		
73	コンクリート圧送施工									7																			
66	ウエルポイント施工									7																			
74	冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管										7																		
75	給排水衛生設備配管										7																		
76	配管(※5)・配管工										7																		
70	建築板金「ダクト板金作業」											7																	
77	タイル張り・タイル張り工											7																	
78	築炉・築炉工・れんが積み											7																	
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工										7		7																
80	石工・石材施工・石積み	(※2)									7																		
81	鉄工(※6)・製罐												7																
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(※7)													7															
83	工場板金																												
84	板金・建築板金・板金工(※8)											7																	
85	板金・板金工・打出し板金																												
86	かわらぶき・スレート施工											7																	
87	ガラス施工																												
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																												
89	建築塗装・建築塗装工																												
90	金属塗装・金属塗装工																												
91	噴霧塗装																												
67	路面標示施工																												

(5-2) 専任技術者等の技術者資格・コード一覧表【特定建設業】

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード		資格区分	必要な実務経験(※1)	建設業の種類																													
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	組	し	板	ガ	差	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号 イ 該当					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
02	法第7条第2号 ロ 該当					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号 ハ 該当 (同号イと同等以上)			3	3																												
04	法第15条第2号 ハ 該当 (同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
建設業法 (技術検定)	11	1級建設機械施工技士		9										9																			
	12	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)																															
	13	1級土木施工管理技士		9										9	9	9												9		9	(※3)		
	14	2級土木施工管理技士	種別																														
	15		土木																														
	16		鋼構造物塗装 薬液注入																														
	20	1級建築施工管理技士		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	(※3)	
	21	2級建築施工管理技士	種別																														
	22		建築																														
	23		躯体 仕上げ																														
	27	1級電気工事施工管理技士																															
	28	2級電気工事施工管理技士																															
	29	1級管工事施工管理技士																															
	30	2級管工事施工管理技士																															
31	1級電気通信工事施工管理技士																																
32	2級電気通信工事施工管理技士																																
33	1級造園施工管理技士																																
34	2級造園施工管理技士																																
建築士法	37	1級建築士		9	9																												
	38	2級建築士		8																													
	39	木造建築士		8																													
技術士法	41	建設・総合技術監理 (建設)		9																													
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)		9																													
	43	農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)		9																													
	44	電気電子・総合技術監理 (電気電子)																															
	45	機械・総合技術監理 (機械)																															
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体工学」又は「熱工学」)																															
	47	上下水道・総合技術監理 (上下水道)																															
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)																															
	49	水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)		9																													
	50	森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)																															
51	森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)		9																														
52	衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)																																
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)																																
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)																																
電気工事士法	55	第1種電気工事士																															
	56	第2種電気工事士	3年																														
電気事業法	58	電気主任技術者 (第1種~第3種)	5年																														
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	5年																														
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年																														
消防法	68	甲種 消防設備士																															
	69	乙種 消防設備士																															
職業能力開発促進法	71	建築大工																															
	72	型枠施工																															
	73	左官																															
	74	とび・とび工																															
	75	コンクリート圧送施工																															
	76	ウエルポイント施工																															
	77	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																															
	78	給排水衛生設備配管																															
	79	配管(※5)・配管工																															
	80	建築板金「ダクト板金作業」																															
	81	タイル張り・タイル張り工																															
	82	築炉・築炉工・れんが積み																															
	83	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																															
	84	石工・石材施工・石積み																															
	85	鉄工(※6)・製錬																															
	鉄筋組立て・鉄筋施工(※7)																																
	工場板金																																
	板金・建築板金・板金工(※8)																																
	板金・板金工・打出し板金																																

(6) 専任技術者の資格要件にかかる所定学科一覧表

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(7) 市区町村コード表

市区町村の名称	コード	所轄土木事務所
京都市 北区	26101	京都土木事務所
〃 上京区	26102	
〃 左京区	26103	
〃 中京区	26104	
〃 東山区	26105	
〃 下京区	26106	
〃 南区	26107	
〃 右京区	26108	
〃 伏見区	26109	
〃 山科区	26110	
〃 西京区 (大枝、大原野以外)	26111	
京都市 西京区 (大枝、大原野)	26199	乙訓土木事務所
向日市	26208	
長岡京市	26209	
乙訓郡 大山崎町	26303	
宇治市	26204	山城北土木事務所
城陽市	26207	
八幡市	26210	
京田辺市	26211	
久世郡 久御山町	26322	
綴喜郡 井手町	26343	
〃 宇治田原町	26344	
木津川市	26214	山城南土木事務所
相楽郡 笠置町	26364	
〃 和束町	26365	
〃 精華町	26366	
〃 南山城村	26367	
亀岡市	26206	南丹土木事務所
南丹市	26213	
船井郡 京丹波町	26407	
舞鶴市	26202	中丹東土木事務所
綾部市	26203	
福知山市	26201	中丹西土木事務所
宮津市	26205	丹後土木事務所
京丹後市	26212	
与謝郡 伊根町	26463	
〃 与謝野町	26465	

(参考) 国土交通大臣・京都府知事コード表

コード	区分
00	国土交通大臣
26	京都府知事

(8) 代理人による記名を可又は不可とする許可申請書類

<p>代理人による記名を可とする許可申請書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄 ○専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。） ○変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄 ○届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄 ○廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄 ○〔府独自様式〕変更届出書（別記第1号様式）の届出者の欄
<p>代理人による記名を不可とする許可申請書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○誓約書（様式第六号）の申請者の欄 ○常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄 ○常勤役員等の略歴書（様式第七号別紙）の氏名の欄 ○常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）の証明者又は申請者の欄 ○常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第七号の二別紙一及び別紙二）の氏名の欄 ○健康保険等の加入状況（様式第七号の三）の申請者又は届出者の欄 ○専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。） ○実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄 ○指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄 ○許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）の氏名の欄 ○建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）の氏名の欄 ○〔府独自様式〕常勤役員等（経營業務の管理責任者等）執行役員等・補佐経験証明書の証明者の欄 ○〔府独自様式〕常勤役員等を直接に補佐する者の証明書の証明者の欄

(9) 申請書・届出提出先（問い合わせ先）

提出先	所在地	所管区域
京都土木事務所 企画・総務契約課 建設業係	〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10-4 TEL 075(701)0169	京都市（京都市西京区大 枝、大原野を除く）
乙訓土木事務所 企画・総務契約課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎 町、京都市西京区（大枝、 大原野）
山城北土木事務所 総務契約課	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 TEL 0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久御山町、井手 町、宇治田原町
山城南土木事務所 企画・総務契約課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774(72)1152	木津川市、笠置町、和束 町、精華町、南山城村
南丹土木事務所 総務契約課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771(62)1527	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東土木事務所 総務契約課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2 TEL 0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91 TEL 0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所 総務契約課	〒626-0044 宮津市字吉原2586-2 TEL 0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町